

議 事 日 程 （第 1 号）

平成26年 9 月11日（木曜日）午前 9 時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 例月出納検査結果報告

日程第 4 平成25年度第三セクターの経営状況の報告について

日程第 5 平成25年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

日程第 6 議員派遣の件

日程第 7 一 般 質 問

日程第 8 報告第 1 号 平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について

日程第 9 報告第 2 号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

専第 7 号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）

日程第11 議案第63号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について

日程第12 議案第64号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第65号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第66号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第67号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第68号 東白川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第17 議案第69号 東白川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

日程第18 議案第70号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第19 議案第71号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）

日程第20 議案第72号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第21 議案第73号 平成26年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第22 議案第74号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）

日程第23 議案第75号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）

日程第24 議案第76号 工事請負変更契約の締結について

日程第25 同意第10号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26 請願第 1 号 特別養護老人ホームと付帯設備の建設についての請願

日程第27 認定第 1 号 平成25年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第28 認定第2号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第29 認定第3号 平成25年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第30 認定第4号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第31 認定第5号 平成25年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第32 認定第6号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第33 認定第7号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
-

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	松岡安幸	会計管理者	安江誠
総務課長	安江宏	村民課長	小池毅
産業建設課長	樋口章久	教育課長	伊藤保夫
国保診療所 事務局長	安江良浩	監査委員	安江正彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	今井修輔
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成26年第3回東白川村議会定例会を開会します。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの9日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成26年9月11日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成26年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成26年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成26年6月27日、平成26年7月24日及び8月27日。

3. 検査の結果 平成26年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高、並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成25年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（服田順次君）

日程第4、平成25年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業建設課長 樋口章久君。

○産業建設課長（樋口章久君）

平成26年9月11日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村長。

平成25年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成25年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料。

以上でございますが、この報告は、地方自治法の定めにより、地方公共団体が2分の1以上出資している法人の経営について毎年議会に報告することになっておりますので、東白川村が出資している3つの第三セクターの経営状況について、地方自治法施行令第173条に定める書類を提出して報告するものです。

なお、提出書類につきましては、去る8月27日に行いました第8回議会全員協議会と総会で配付、説明をさせていただきましたので、本日は省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成25年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎平成25年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（服田順次君）

日程第5、平成25年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の報告を求めます。

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

平成26年9月11日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村教育委員会教育長 安江雅信。

平成25年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規程により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成25年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、教育委員会は所管をします事務事業について点検評価を行い、それを議会へ報告するものと定められておりますので、その規定に基づいて報告をさせていただくものです。

なお、報告及びその説明等につきましては、先般、8月28日の議会全員協議会において報告書を提出させていただき、説明をさせていただいておりますので、本日は省略をさせていただきますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

教育長のほうから、全協においてる説明をいただきました。

それで、教育長として、提出された報告書についての御見解をまず聞きたいと思っておりますので、そのことをちょっとお願いいたします。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

細部につきましては、先般、報告をさせていただいたとおりでございます。

それぞれの事務事業について、内部評価と外部評価によって評価をしたところでございますけれども、全体評価としましてはおおむね良好というような評価をいただいております。

しかしながら、細部につきましては、非常に頑張ったという評価をされるものと、もう少し頑張れよというような部分もあろうかと思っておりますので、そのあたりを職員一丸となって今後に向けていきたいと、そんなふうにして点検評価のほうを活用させていただきながら、さらにより教育行政を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

以上、平成25年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件を御説明申し上げます。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げていきますのでお願いします。

1 番、第38回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する、はなのき会館、平成26年9月14日、議員全員。

第2．第12回東白川村老人福祉大会、老人福祉に資する、小学校体育館、平成26年9月21日、議員全員。

3．小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、平成26年9月27日、議員全員。

4．保育園運動会、園児の健康増進に資する、みつば保育園、平成26年10月4日、議員全員。

5．東白川村文化祭、文化振興に資する、はなのき会館、平成26年11月2日、並びに11月3日、議員全員。

第6．中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、はなのき会館、平成26年11月8日、安江祐策。

第7．秋フェスタ'14、産業振興の発展に資する、はなのき会館とその周辺、平成26年11月16日、議員全員。

下記の段におきましては、既に議長決裁によって議員を派遣したものでありますので、目を通していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

きょうは、今後も安心・安全に利用していただける村道について質問をさせていただきます。

現在、村道は村民の人たちの生活道や児童・生徒の通学路として、重要な役割を果たし、利用されております。

路面の修復につきましては、職員の皆さんや地域の方の声によって定期的に補修、修繕が行われてきており、路面について大きな問題はないのですが、最近、特に村民の方からの声が多くなってきたのは、道路を覆ってきている樹木で日当たりが悪く、昼間も暗く、冬季には雪が解けにくい、凍結で車が上らないということで、冬季には苦勞されているところもあると伺っております。児童・生徒の通学路としても利用されている村道が多く、早急な対応が必要であります。

無論、樹木の伐採につきましては地権者の方の御理解が必要であり、早急なわけにはいかないと思いますが、村道の至るところでこのような状況が見受けられておりますので、日本で最も美しい村にふさわしい対応が求められるものと思います。

また、村道周辺の草刈りにつきましても、冬季の雪かきにおきましても、それぞれの自治会において今日まで積極的に進められてきておりますが、高齢化が進み、今後は自治会のみでは困難

な状況となっておりまして。今後、村として何らかの支援が必要と思います。村民の皆さんに安心・安全に利用していただける村道を目指していくための村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

初めに、道路の支障木対策についてお答えをします。

支障木については、道路や歩道上に垂れ下がり通行の妨げになる場合や、質問にありましたように、日陰ができることにより冬季には凍結の原因となり、交通安全の妨げになる場合があると思います。

県道や国道については、村民の方から苦情、要望として上がってくるケースと、職員が発見するケースもありますが、いずれも可茂土木事務所へ通報し、処理をしてもらっています。

御質問の村道の日照支障木については、現在では年額5万4,000円の予算が組んであるのみで、これは簡単な枝払いの作業を委託するだけの予算であり、議員御指摘のとおり、抜本的な対策には至っておりません。私のところへも、村民の皆様方から村道の日照支障木の伐採について要望が届いております。

そこで、今後、次のような対策を講じてまいります。

まず村内村道全線を調査し、対象箇所と支障木の本数を確認してまいります。これにより、おおむねの事業量がわかります。

次に、これらの日照支障木の除去については、個人の所有物を処分することになりますので、権利者の御協力を仰ぐことになります。これについては、道路拡張などの物件補償と同じ考えで進めてまいりたいと思います。定められた基準で全額補償し、村の予算で伐採をし、伐採した材木は売却し、代金は村の会計に収納します。

参考までに、あくまで県の補償の場合ですが、この支障木取得単価は直径20センチのヒノキ1本で約1,600円、杉では約800円となっています。30センチになりますと、これが3,500円、杉で1,500円となってまいります。

伐採の費用については、森林組合に委託することになると思いますが、県木伐採の場合を参考にとすると、1本当たり1万5,000円ぐらいはかかるのではないかと考えております。まとめて施行をするなどの工夫を行えば、もう少し安価でできるのではないかと考えております。

次に、村道周辺の草刈りや冬季の雪かきについて、今後何らかの支援が必要ではないかという質問にお答えをします。

確かに、今後人口が減少し高齢化が進むと、これらのことも対策が必要になってくるとは思いますが、現時点では、中山間地等直接支払制度の資金を活用しながら、自治会というか、協定集落で頑張っていただいております。毎年5月に行う環境整備支援事業でも、河川だけでなく村道の草刈りもお願いをしております。

いよいよ集落単位でこういった作業が困難になってきた場合は、有償ボランティアの活用や、アルバイト等の活用などが考えられ、ある程度の公的援助を投入する時期が来ることは予測をしております。しかし、全てを行政が解決していくのではなく、地域のことは地域で考えていただき、みずからの力で解決策を見出していく、これに対して行政が集落担当職員の設置や集落支援員制度の導入等で応援をしていくと、こういう村にしていきたいと考えております。それが官民協働の村づくりであると思います。

以上で、私の答弁いたします。

〔４番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、４番 樋口春市君。

○４番（樋口春市君）

先ほどから申し上げておりますように、児童・生徒の通学路でもあり、村民の皆さん方の本当に大切な生活道でもあります。

高齢化が進んできておる、もう既に限界集落とも言われている集落もございます。集落の方にばかりお任せになるということもどうかと思いますので、とにかくスピードを持ってやっていただきたい。

昔より雪が割と降らなくなったとはいえますものの、現在のような異常気象で、年に数回は大変な積雪を迎えていることもございます。そうしたときに、今までは何とか集落の皆さん方が乗り切ってこられましたけれども、やはり行政が何らかの支援をしてやって、行政と官民協働で今後は乗り越えていかなければならないと思いますが、現在何とかやっていけるでいいというわけにもまいりませんので、もう少し村長のはっきりとしたお考えをお聞きしたいなあと思います。

検討・研究も結構でございますけれども、時間がございませんので、どれだけの時間を費やして樹木の伐採も検討されるのかわかりませんが、伐採をしていただくことによって雪解けも早くなりますし、凍結防止にもつながってまいりますので、もう一度村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

日照支障木の調査につきましては、早急に調査を始めたいと思っております。

それから、大分箇所がふえてくると予想されますが、地権者へのお願いということになります。樹木の所有者へのお願い、これも精力的に進めないと、なかなかすぐにはできていかないかと思えます。全村一遍にというわけにはいきませんので、優劣順位をつけて、危険なところについて真摯な態度をお願いをして、何とか地元議員の皆さんの御協力も得ながら、伐採してもいいよというお話ができれば早急に対応してまいりたいと思います。

支障木については以上のような考えで、早急に対応するというお答えをさせていただきます。

先ほども言いましたが、全部の山を伐採するというようなことはなかなか大変でございますので、本当に日陰にしておる木というものを調査、これは定点カメラで太陽の移動とともにどのぐらいの日陰ができるかということもわかるような時代でございますので、精密な調査をして支障木に対しての対応をしてまいりたいと思います。

雪かきにつきましては、ことしの2月の豪雪といいますか、たくさん降ったときも除雪機をフル稼働させまして、職員も出て終日歩道の雪かき等に応援をしております。決して集落だけにお任せするというわけではなく、応援できることはしっかりと応援してまいりますし、集落のほうでも頑張ってくださいと、このように考えております。

先ほど申しましたのは、もうちょっと先の、本当にそういうことができなくなった集落については個別に対応して、相談をしていく必要があるとは考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

先ほどの道路状況については、県道、国道に関しては職員の皆さん方も目配り、気配りをされていて、情報も業者のほうに上がってきておる。今後、職員の皆さん方も村道についても、通勤時あるいはさまざまな各集落を回られたときに、道路の異常等についてもやはり目配り、気配りをさせていただいて、安心・安全に村民の皆さん方に使っていただける村道を目指していただきたいと思いますし、何事もスピード感を持って対応、実行していただきたいと思いますので、この点をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

次に、6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

○6番（今井保都君）

それでは、村の活性化について質問をいたします。

8月前半は猛暑でしたが、10日以降は雨の日が続き、全国至るところで災害が発生しました。特に、広島市の土砂災害、行政が避難勧告をためらってはならないことを示したと言えるのではないのでしょうか。また、岐阜県内では、高山市などに大きな被害が出ました。心からお見舞いを申し上げます。

本村は、ありがたいことに、これといった大きな災害もなく、安堵しているところです。

さて、村長は6月議会で村政運営方針を発表されました。財源や提言等をお伺いしたところ、当面の財源は十分対応可能とのことでした。そして、来年度に向けて新政策も打ち出して、財政調整基金を活用して積極的な事業を展開していきたいと述べておられました。あとは速やかに、スピード感を持って実行していただきたいと思いますのでありますが、どのような事業を計画しておいでか、具体的にお聞かせください。

次に、政府は内閣改造で2つの担当相をつくりました。その1つは、人口減と地方経済の活性化を目指す地方創生であります。このことで、地方が発展しやすい環境が整うことを期待しているところです。

村の経済状況は、依然として厳しい状況です。特に、茶業の衰退が加速するのではと心配されます。また、第三セクターの平成25年度決算は厳しい結果となっております。これも再度、村長に村の対応をお聞きしたいと思っております。

村内商品の販売促進、交流人口の増加、そして「つちのこむらメンバーズカード」事業が開始されていますが、これで十分だろうかと心配をするところです。販売促進には、目に見える形でPRする力が必要です。地域おこし協力隊の有効活用や、村長みずからのトップセールスなども期待しております。また、交流人口をふやすためには、都市と強いつながりを持つ努力も必要かと存じます。例えば姉妹関係を結ぶとか、積極的な行動を求めます。

東白川村の個性を生かして村の創生を図るべきと考えます。村長のお考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

最初の質問であります。来年度に向けてどのような新政策を考えているかということについて、お答えをいたします。

基本的には、6月議会の答弁のとおり、適正な財源措置をしながら、私の公約としてきました村づくりの目標達成のためにいろいろな政策を考えております。

政策実現のためのスケジュールは、通常、12月の予算編成方針、指示の際に折り込み、各課に予算化を指示するのが通例ですが、政策によっては立案や調整に相当の時間と労力を要するものがありますので、既に職員に調査・研究を命じている事業もございますが、10月の課長会議で指示を出していきたいと考えております。したがって、今回の御質問に対しては、現時点での私の思いの段階であり、今後、変更や中止、追加する場合もあることをあらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

農業振興では、不況である茶業振興について、関係者の皆さんの意見を聞いて、何らかの政策が必要ではないかと感じております。既に取り組んでいます茶畑の集約化は当然推進していく必要がありますが、集約化できない零細な茶畑をどうしていくか、真剣な議論が必要と考えております。

また、白川茶の販路拡大も茶連や茶商会とも連携して、積極的に取り組みたいと考えております。

次に、集落営農の取り組みを進めてまいります。関連して、農協との協議が必要でございますが、更新時期が来ているライスセンターの更新に取り組みたいと思っております。

次に、人口対策にもつながる夏秋トマトの新規就農者事業も積極的に取り組む所存でございます。また、新規に収益性の高い農作物の栽培と販売にも目を向けていきたいと考えております。

次に、林業振興ですが、間伐の促進について、山を守る観点や山の資源の有効活用の観点から、間伐の促進と搬出について支援策を考えてまいりたいと思っております。

次に、子育て支援の充実については、一貫して子育て支援を担当する部署を設置します。また、将来この村の医療福祉サービスを充実させるために、専門職の養成が必須であるとの考えから、こうした医療福祉専門職の学校等へ進学し、将来、この村で一定期間働いていただければ、その返済について特典が得られるような工夫を凝らした奨学金制度、あるいは育成資金貸与制度などを新規に創設してまいりたいと思っております。この制度は、子育て支援の観点から、こういった医療福祉職以外の大学や専門学校への進学に対しても拡充して設計してまいりたいとも考えております。

高齢者福祉では、元気な高齢者の皆さんの交流や憩いの場として、常設の交流サロンを村内、越原、神土、五加の3カ所に建設をしてみたいと思っております。交流サロンはお年寄りと子供たちの触れ合いの場とし、非常時の1次避難所にもできるように、皆さんにお知恵もおかりしながら、できる限り理想に近づけたいと願っております。既に周辺施設の調査等を、保健福祉部門と社会福祉協議会に命じて準備を始めております。

次に、防災体制の整備については、現在お願いをしております自主防災会の再構築にあわせて、集落ごとに防災用の機材や非常用食料、水などの備蓄を計画的に進めてまいります。

また、村民生活の分野では、ごみの資源活用を進めることや、生活支援の観点から常設の資源ごみ回収センターの設置と、可燃ごみ袋の料金の値下げを検討してまいります。

以上が、現時点での新しい政策として考えているところであります。

このほかにも、今策定しております第5次総合計画の中に、各分野で見直しや新たな実施をしまえる事項も多数あります。総合計画の説明の中で触れてまいりたいと考えます。

次に、この村の経済状況についての御指摘がありました。私も、こうした経済振興策はこれだけやれば目標に到達というわけではないと思っており、それぞれの時点で、それぞれの持ち場で最善を尽くすことが重要でないかと考えております。

今後実施する村の活性化策について、少しお話をします。

さきの質問の答えの一部ともなりますが、まず村内製品の販売促進についてお答えをします。

白川茶については、現状は質問のとおりと認識しておりますが、その打開策の一つとして、ふるさと納税の還元率を50%まで引き上げ、米、お茶、野菜などの特産品を提供していくことです。ふるさと納税のビジネス化は既に全国で行われており、いささか過熱感と批判が出ている報道等もございますが、本村はそれは承知の上で、一つの特産品の販売手段として使っていくつもりであります。

岐阜県では、各務原市が積極的に取り込み、飛騨牛を製品に取り入れるなど、市の特産品に限らず提供したりしまして、メディアに取り上げられているところでございます。また、八百津町では50万円の寄附で、抽せんにより1名様を町有林のマツタケ狩りができる、このようなユニークな取り組みを行っているところもございます。本村のような小さな村では、有効な情報発信と顧客開拓のツールであると考えております。

次に、今年度新政策として8月から開始をいたしました「つちのこむらメンバーズカード」について、報告をいたします。

この制度は、さきに説明したように、村人会の皆さんやこの村の出身者、そしてそれに限らずこの村を応援したいと思っていただける方々を会員として登録し、商工業者の皆さんや第三セクターの協力を得て特典を用意し、登録メンバーをふやすことにより村内商品の販売促進と観光施設利用拡大、各村人会の会員増加にもつなげることを目的としております。

現在、会員のお申し込みいただいている方は60名ほど、特典を提供していただける加盟店は20事業所ほどとなっております。カード加入者も毎日ふえ続けておりますし、あらゆる機会を通じてふやしていきたいと考えております。加盟店につきましても、担当者が出向いて説明し、今後ふやしていく所存であります。

また、御質問にあった地域おこし協力隊については、現在2名は来年度までで任期が終了します。終了後もこの村で働きたいと言っていてくれますので、引き続きこの村で仕事ができるようにしたいと考えております。また、来年早々になると思いますが、次年度以降の新規募集にも2名の設置を要望してまいる所存でございます。

都市との交流については、私も議員と同じ考えでございます。いろいろな企業と連携し、中京圏にアンテナショップを開設してまいりたいと考えております。

次に、他市町村との姉妹都市関係の構築についての御提案をいただきました。

川でつながる上流地域と下流地域の連携や、全国にある美しい村連合加盟町村との交流等を促進してまいります。その中で、縁があれば姉妹都市関係や友好都市交流など結んでいけるとよいのではないかと考えております。

また、一方で、防災の観点から、この地方と離れた地域の町村との相互防災協定が結べるような町村を任期中に探していく所存でございます。

それから、第三セクターについて少しお触れになりましたので改めてお答えをしますが、第三セクターの経営状況については、私ども出資者として監督と、そして運営について責任をしっかりとっていききたい、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、活性化についてお答えをしましたが、全ての政策についてリーダーシップを発揮するとともに、御指摘のトップセールスを実施してまいりますので、これからも御支援、御指摘をよろしくお願いいたしまして、答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

村長、今積極的な取り組みを御説明いただきまして、よくわかりました。

一番私の聞きたかったところは、村が今まで積み立ててきた財政調整基金を活用して、今後の村の活性化に結びつけていくかということが一番聞きたいわけですが、村長も頭の中では考えてみえ

ると思います。10月の課長会議、12月議会定例会あたりにはその辺のことも詳しくまた御説明していただきたいなあと考えております。

高齢者の福祉サロンについて、具体的に3カ所建設を検討されてみえるようでございますが、私もちょっと新聞を読みましたところ、国は内閣改造で地方創生を打ち出して、高齢者向けにサービス機能を備えた地域交流施設の設置や、山村地域で雇用を創出するための交付金を25年度予算にも計上するというようなことが載ってございましたけれども、こういった国の情報もありますのでそういった情報を活用していただいて、3カ所つくることもいいわけですが、村民、高齢者も連合会あたり、地域のつながりでもって活動しておりますので、1カ所ぽんと大きいのをつくるのも一つの案かなあ。小さいのを3つつくるのも案だし、大きい1つのものをちゃんとつくるのも一つの案ですので、今言った交付金がもし来年度そういうことでもらえるようになれば、こういうのも活用して、何が一番効果があるかということもちょっと考慮してもらいたいなあと考えております。

それから、地域おこし協力隊ですが、今村長言いましたように3年契約の1年半がたったわけですが、私たちはこの事業が来るときは、村の地域おこしに協力して何か活性化につながるんだなあと期待もあったわけですが、現実には一役場職員としての仕事をやっているような、そんな形に見受けます。

もう少し村をPRするような、大きな仕事をもっと宛てがったらなあというふうに思うわけですが、いやそうじゃない、ちゃんとしっかりやっているよといった答弁があるかと思いますが、一般村民としては、もう少し目に見える形で、村の本当に今一番問題になっているところを突いて、そういった仕事を宛てがってもらったら、もっともっと村民にも理解されるんじゃないかなあと考えております。その2点をちょっとお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

新政策の財源活用について、私もこの前、朝礼で指示をしましたが、内閣改造によりまして地方創生の担当の大物の大臣ができた。これによって、各省庁の今の概算要求のメニューの中に、横断的にいろんな地域に対する助成制度とか新制度が出てきております。これはこの間、金子先生からも情報をいただいたところでございますが、こういったものについて、自分のところで持っている政策について使えるものはないか、敏感なアンテナを立てなさいと、このような指示もしたところでございます。

先ほど御説明しました施設の中でも使えるものはしっかりして、そういった国・県の助成制度を使っていきたいと、このように考えております。

それから、交流サロンにつきましては、私はこれは中央にという考えではなくて、小ぢんまりとして常設で、地域のお年寄りが本当に気軽に、いつ行ってもあいているよというような状況で使っていただけるようなサロン、このように考えておりますので、議員の御指摘の中央に1カ所というのはちょっと考えが違っております。それはそれで、必要な機能であれば、せせらぎ荘の拡充とか、

こういったことは将来考えていく必要はあるかと思いますが、今回、私が計画しております交流サロンはあくまでも3カ所に地域の拠点となるような交流サロンをつくっていきたい。今、日にちを決めて集まってきてというのは形としてあるわけですが、気軽にお茶を飲みに行ける、こういうイメージ、こういう感じで考えております。

それから、地域おこし協力隊の仕事ぶり、どんな業務をやっているかということについての御提案、まだ発表の段階ではございませんので、私が就任してから、ちょっとほかの職員に担当させるにはまだ早いとか調査が必要とか、そういった私なりのアイデアのある事業については、この2人に話をしまして活動させております。

特に、交流サロンの計画についても、実は途中から参画をさせまして、保健福祉部門だけではなく、この隊員のいろんな情報等も使うような考えでおります。

また、新たに募集する2人についても、先ほど言いました私の新政策の中で、ちょっと長いスパンで取り組んでいきたいような事業については活用をしてみたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをします。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩とします。5分間休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、1番 今井美和さん。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

村の介護老人保健施設について質問いたします。

現在、村の介護老人保健施設は平成22年5月から始まり、ことしで4年目となりました。この老健になる前は、病室、リネン室、トイレなどの水回りを約3,400万円かけて改築し、平成15年から平成22年まで、介護療養型9床、医療療養型6床、計15床で開設された施設でした。

この老健に御家族を入所させてみえる方から、預かっていただいととてもありがたい施設だが、この老健には少し問題があるのではないかとお話をいただいたので、老健に行ってみました。

エレベーターを上がると、廊下の延長のような空間に入所者の方々がお茶を飲んでいらっしゃる状態でした。この場所が食堂と呼ばれる場所でした。規定の広さはとれているということですが、テレビや机を置いたその状態は狭く、圧迫感を感じます。部屋は大部屋のみ。お風呂は脱衣所が狭く、カーテンで仕切っただけ。入浴も機械式ベッドでの入浴だけで、歩行可能な方が普通につかることのできるお風呂はありません。そして、認知症の方も見えるため目が離せず、階段が封鎖してある状態です。確かに問題があります。

そもそも老健の目的とは何かを調べてみると、介護老人保健施設とは、介護を必要とする高齢者を支援し、家庭への復帰を目指すために医師による医学的管理のもと、介護、看護といったケアはもとより、作業療法士、理学療法士によるリハビリテーション、また栄養管理、食事、入浴などの日常的サービス、レクリエーションまであわせて提供する施設となっております。

現在の村の老健は、このサービスの提供がどこまでできているのでしょうか。入浴、食事の環境、日常生活動作の向上の環境、私の見た限りでは、この環境では十分なサービスができているとは思えません。老健としての建物の基準はクリアしているようですが、もともと病室であったため、機能的には無理に老健としているような気がします。

本来の目的である病院から家庭へ戻るためのリハビリの場所、在宅復帰を目指した施設として整備し、利用者の日常生活動作、ADLの向上を目指し、高齢者が多い村ですが、高齢者が元気な村になるよう施設を見直す必要があるのではないかと思います。入所者の方々も、毎日楽しく暮らせる場所、預ける家族も安心して預けられる施設、また働いている職員も効率よくお世話ができ、日々の入所者の方々のADLの向上を楽しみに仕事ができる施設であるよう改善していただきたい。

今年度4月から東白川村の老人施設を考えるプロジェクトが立ち上げられ、今後の高齢者への施策を検討されているとは思いますが、今あるこの老健の問題を村長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

村の介護老人保健施設について、狭くて老健としての機能を満足に果たしていないのではないか、これについて施設の見直しの必要性があるのではないかと、働いている職員も効率よくお世話できる、入居者の方々の日常生活の向上を楽しみに仕事ができる施設であるよう改善していただきたい、こういう御指摘であります。

診療所の老健は、平成15年に一般病床33床に改装し、介護型の療養病床に15床を整備し、平成22年にはこの介護型の療養病床の制度も廃止になるということであったので、老人保健施設として認可をとり直して現在に至っています。実際は、介護療養型は転換が進まないで、29年度まで延長をされているようであります。

私は、平成15年当時、東白川病院の事務局長でありましたので、この転換の経緯はよく承知をしております。当時、東白川病院の一般病床は、病床稼働率が30%台に落ち込み、入院患者がゼロという日もあるというような状況でありました。したがって、病院会計は1億2,000万円を繰り入れてもまだ2,000万円の赤字であるというような、目を覆いたくなるような状況でありました。

これを何とか改善すべく、時の村長であった今井議員のお父様が私に命ぜられたのが療養病床への転換でありました。まさに先見の明があり、介護ニーズを先取りし、入院治療の高度化願望に対応し、病診連携への医療体制、これもまた先取りして行われた英断であったと思っております。

こうした経緯で、一般病床を改造するに当たって、建築基準法や消防法の基準をクリアするために知恵を絞って現在の建物の配置があります。廊下が狭い、食堂が狭い、入浴が機械浴のみである、階段が閉鎖してある等々、無理に老健にしているのではないかという御指摘であります。これらは無理は承知のことであり、さきに申し上げた療養病床を老健に転換する場合の緩和基準により認可が得られている状況にあります。

新築なら、議員指摘のように、基準を満たし、入居者の皆さんに満足していただける施設にできるわけですが、そうは参らない事情を御理解いただきたいと思います。

現在の施設を改善したらどうかということについて、これははっきり言って無理であります。なぜならば、大改造する場合は緩和措置が受けられなくなり、病室は1人当たり現在の6.4平方メートルを8.0平方メートルに、食堂は同じく1人当たり1平方メートルを倍の2平方メートルにしなければ認可がおりません。これらの基準を満たすには、建てかえ、または新築移転しかないのであります。したがって、私は第5次総合計画の中に診療所兼老健施設の整備事業を明記し、場所、時期等については未定ではありますが、現在行っています老人施設を考えるプロジェクトの結論を参考にしながら、これを実施するつもりであります。

施設の運営状況については、療養入所、短期入所とも利用者の皆さんや家族の皆さんには、さきに申し上げましたように施設環境の面で満足いただけない向きは多々あるとは思いますが、総じて喜んでいただいていると思っております。職員も真心を込めてお世話してくれているはずですし、診療所つき附属施設ですから、この医学的管理の面も他所以上のレベルであると自負をしております。

できる限りの改善は、これまでも空調設備、入浴設備の改善、入院食の改善等を実施しております。今後も必要な改善は実施をしてまいります。

職員の働く意欲の湧く施設に改善していただきたいという御指摘については、職員は改善の提案やサービスの改善について常に意識を持ってくれと信じておりますが、根本的施設のことは、現在の持ち得る施設設備の中でいかに有効に利用者様に喜んでいただけるかを工夫するのが現在の職員の職務であると思っております。

先ほど申しましたように、将来新築するときのために、知識と情報、技術をストックするよう指導してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1 番 今井美和議員。

○1 番（今井美和君）

新しく新築を考えていらっしゃるということで、今はもう何も構わないということです。

東白川村には、老健は必要です。国は高齢者の介護を施設介護から在宅介護へと、在宅介護を進めておりますが、全国的に晩婚化、晩産化の中で、子育てと介護が同じ時期に訪れる家庭がふえて

おります。子育てにはお金がかかるため、どうしても女性が働かなければなりません。そうすると、介護ができなくなりますので、施設入所ということに現実的にはなってしまいます。

今ある施設の中で、入所の方が過ごしやすく、預ける家族も安心できる施設を目指すためにできること、食事の時間、全員じゃなくて個別で行ったり数人でやったり、廊下からはみ出すことのないようなことにできないかと提案したいと思います。

新しくできるまで何年かかるかわかりませんが、お金をかけなくて、少しでもいい環境を整えられるよう努力していただきたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私も、施設での介護は絶対必要と考えております。在宅介護と施設介護が上手に絡み合った村の介護体制をつくってまいりたいと考えております。

御指摘のように、現在の施設を有効に使って、少しでも利用者の皆さん方、家族の方々が安心してお預けをいただけるような運営については知恵を絞っていききたいと、これについては努力をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

次に、2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

第5次総合計画策定について、2つの質問をしたいと思います。

先月、各戸に配付された広報「ひがししらかわ」に紹介してありますとおり、現在、第5次総合計画の策定が進められているところだと思います。これは、以前、地方自治法第2条第4項に定められた総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うという義務があったからでした。しかし、23年5月にこの条項が削除され、法第96条第2項の規定に基づき、自主的な判断により策定することは可能であるという総務大臣の通知があわせてあり、これが法的根拠になってくるかと思います。

これは、従来どおりの総合計画が、既存の事業の追認や実施の補償を果たしているにすぎないという大きな問題がありましたが、行政計画から地域づくりの計画にシフトされ、村民参加、官民協働のチャンスであることはまた1つの面ではあると思います。

村では、村長の任期、マニフェストに連動させるため、前期5年・後期5年の10年計画だったものを前期4年・後期4年に変更され、村が原案をつくり、公聴会、パブリックコメントなどを通じて村民から意見を聞くという従来型の住民参加だけでなく、策定前の段階から村民によるアンケートや、今井村長座長のもと、将来ビジョン策定委員会が開催され協議されてきたことは評価しております。昨年度、委員会のまとめられたものを前村長に提言としてお渡しになられたことだと思います。この委員会の過程の中では、いろんな具体的で切実な意見、提案がありました。

ところで、私が今回いただいた時点の事務局原案では、4年前の後期総合計画と書式、文章、課題等に同様の部分が多く見られました。また、これが成果の部分の記述でいいのかという疑問もありました。村長マニフェスト、村民のパブリックコメント、公聴会での意見、委員会の提言が次の総合計画にどのように反映されつつあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、この将来ビジョン策定委員会の結びには、行政と村民が一緒に、また対等に、今後も村づくりを進めていく組織、仮称ではありましたが「美しい村づくり」委員会の設立も村に提言されていると思いますが、ぜひ早急な委員会設立、各種の役職者、有識者、行政職員といったくくりでなく、意欲のある若者や女性をメンバーに加えていただきたいと思います。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の御質問にお答えをします。

今回策定中の第5次総合計画の村政上の位置づけは、今、今井議員が話されたとおりであります。まさに地域づくり計画としての大きな意味を持つものであります。

今評価すると言っていたように、策定の段取りといいますか、手法、過程についても、ビジョン策定委員会の検討を確実に反映させることや、策定作業の中にパブリックコメントや公聴会を開催し、できる限り村民各者の御意見をお聞きするよう工夫してまいりました。

第4次総の文章、書式、問題等が同様な部分が多かったこと、成果の記述として適当でない部分があったという御指摘であります。これについては反省すべき点があると思いますが、たとえば文章や表現が同じでも、状況把握や課題検討で何もせずにそのまま写したのではなく、残念ながら現状課題が達成できず、あるいは改善されずにある結果であると思います。

成果の記述文について、具体的な箇所を御指摘いただき、再検討させていただきたいと思います。

次に、私の政策、村民のパブリックコメント、公聴会での意見がどのように反映されつつあるのかという御質問でございますが、就任早々、その時点での事務局案のヒアリングを実施、私の政策の主要な項目は全て反映をいたしました。

次に、パブリックコメント、公聴会での御意見については、各部門ごとに検討し、その結果について村長ヒアリングを実施し、全ての御意見について私が目を通した後、直すべきところは直し、表記として加筆することはありませんが、貴重な意見として参考にするべき意見も多くありましたので、今後、実施計画策定や通常の政策決定について参考にしていきたいと思います。また、その結果は、御意見をいただいた委員の皆様、パブリックコメントをいただいた皆様に文書でお知らせをしてまいります。

次に、ビジョン策定委員会の答申としました「美しい村づくり」委員会についてお答えをいたします。

今度の総合計画に設置を明記しており、あわせて提言があった、がんばる地域提案事業の設置も

実施するよう明記をしております。この事業を早急にとの御意見でございますが、できる限り早期に設置できるよう努力してまいります、行政手法の大きな改革でありますので、しっかりと議論、検討する必要があると思っています。

また、若者の参加や女性の参加については、私も同じ思いであり、ぜひそうしたいと考えております。

この委員会の行政上の位置づけ、機能、権限、委員の選任方法など、しっかり検討してまいりたいと思っていますので、議会の皆さんにも御意見を伺っていく機会があります。どうかよろしく御検討をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

私も、パブリックコメントを提出させていただきました。その中に一部記載させていただいて、村長はお目通しいただいたということなので、資料は質問のほうに出させていただいておりませんが、村民の方からその手法にこんな意見を伺いました。

公共施設の外部に設置されたポスト、封筒はまだいいとして、計画書や事務局案が風雨にさらされた状態でつり下げただけということで、読む気にならない。村のホームページで見られることさえ知らなかった。大切な計画なので、もっと告知をして長く考える時間が欲しかった。公聴会参加者の方からは、会議において、表現がこれでいいのかとか、そういったコーディネーターの方からの質問、問い合わせのような形だったので、参加した意義が感じられなかった。そもそも屋外で100ページ以上の事務局原案を読めるはずがないのではないかという意見もお聞かせいただきました。

先ほど申しましたが、アンケートをとりました。パブリックコメントを募集しました。形だけのことはやってきましたという今までどおりのやり方では、本当の意味での村民と行政が一体となった村づくりというのにはほど遠いと思います。

例えば、今後予定されている集落座談会において、ほぼでき上がったことを報告するというのではなく、パブリックコメントの募集時期に集落座談会をやったらよかったんじゃないかなというふうにも思っております。

今後もこういったアンケートだとかパブリックコメントを募集するという機会も多くなってくるかと思うんですが、村民の方々の声を聞くという最も基本の手順、これをかなり丁寧に行っていくべきではないかということについて、1点目、伺います。

村民参加型の委員会は、早期の設置いただける計画はわかりました。

現在のような変化の早い情勢の中で、行政と村民が一体となってこの村をよくしていくという観点から、総合計画は4年間で見直すというでき上がった計画ではなくて、つくり続ける計画という

ふうにあるのが望ましい姿だと思います。

例えば、この村民による委員会において、村民による計画達成度の調査評価、事業評価、行政の評価などを実施し、行政にフィードバックとしてくというような総合計画を村民の参加によってつくり続けるという委員会が望ましいと思いますが、これから行政の形を変えるということなのではなかなか早急にはということでしたが、こういった面も含めて御検討いただけたらと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御指摘をいただきましたパブリックコメントの求め方とか公聴会のあり方、これらについては反省することも多々ありましたし、御指摘いただいたことは一々もつともであろうかと思っております。

今後、総合計画以外にもいろいろな形があるかと思いますので、真摯に受けとめて改善をしてみたい、このように考えております。

それから、村民の声を反映して、その時期に応じて改革あるいは評価をしていく、この意見も私も同じ考えでございますので、この委員会の中の機能として、ぜひそういうことも入れてまいりたいと思います。

事業評価については、なかなか手法についてはいろいろございまして、検討する必要がちょっとかかるかなと思っておりますので、これも既にこの計画、村長ヒアリングの中で検討課題として上げております。私も認識をしておりますので、今後やっていきたいかなあと思っております。

早急にということですが、だらだらと引き伸ばすつもりは毛頭ございませんので、できる限りスピーディーにこの委員会の設置に向けて努力をしてみたいと思いますので、また御協力やら御意見をいただきたいと思います。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

東白川村の将来、村民の希望ある未来をつくっていくという非常に重要な第5次総合計画を今策定されつつありますので、予算の計画もあるでしょうけど、集落座談会も10月に予定されております。そういったところに出てくる意見も、ぎりぎりまで聞いていただいて、精査された第5次総合計画の村長案を期待しておりますので、本当に一人一人の最後の意見まで聞いていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

そのようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

次に、3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

今回は、2つの大きな質問をさせていただきます。

1つ目の質問ですが、森林整備と地域経済の活性化を同時に図る事業についての質問になります。

既に御存じかもしれませんが、最近、全国的に盛んになっている「木の駅プロジェクト」という事業があります。これは道の駅と同じような感じで、木の駅と書いて「木の駅プロジェクト」ですが、これは森林整備と地域経済の活性化の両方を狙ったものですが、このプロジェクトの最大の特徴は、間伐材などを一定の価格で、しかも地域通貨で買い取れるようにしてあるということです。そのために、単なる森林補助にとどまることなく、地域経済全体に対しても効果のある事業展開が可能になっております。

地域通貨について、簡単に説明を加えておきます。

地域通貨とは、通常の現金ではなく、地域内限定で有効な通貨のことになります。現金では処理をしにくい損得勘定を置きかえるのにもよく使われますが、市場原理に縛られることのないというところが最大の特徴になっております。

そのため、例えば今回紹介している「木の駅プロジェクト」におきましては、地域通貨を使うことによって、間伐材を木材の市場価格より高く買い取ることが可能になります。それと、現金と違って、いつでもどんなタイミングでも間伐材を売って地域通貨にかえておく、手に入れるということが可能になり、なおかつ地域内で積極的に使うということがよい結果を生み出し、よい循環が生まれていきます。

ただ、いいところだけでなく欠点もありまして、1つ注意することがありまして、地域通貨というのは残念ながら欠点もあるというのは、実はその最大の欠点は、過去に地域通貨等が流行しまして全国的に展開されたところがありますが、これが数年のうちに割と廃ってきてしまい、要は比較的失敗に終わっている例が多々あるということです。

その欠点の部分を分析しますと、その失敗の原因の一番大きい点は、発行量が予定どおり発行されず伸び悩んでしまったということです。

今回の例でいいますと、間伐材の持ち込み量が予定よりも伸びないで、その引きかえとなる地域通貨自体が流通量としてふえないで終わってしまうという懸念です。

それから、2つ目の欠点としましては、今度は手に入れたはずの地域通貨ですが、その使用先が十分なくて、手に入れた地域通貨そのものに利用価値を生み出せなくなって、大問題となり、終わってしまうという2点です。

そこで、今回のような木の駅プロジェクトを考えるに当たりまして、もし地域通貨を採用する場合、発行条件を間伐材だけに頼る他の地方における木の駅プロジェクトとは違って、そのほかの状

態でも地域通貨というものが流通量をふやせるように、例えば草刈りなどの環境整備作業でありますとか、見守り活動のような福祉であるとか、ボランティア活動においての対価として発行できる仕組みなどを考えていただく。そして、発行量を一定量確保していただくと、そういう工夫でありますとか、今度は地域通貨の利用先ですが、一般的に考えられておりますのは商店などの買い物等に使われる場合が多いですが、それだけではなくて、行政が絡んでおります行政サービスの支払い等にそれが与えられるように、例えば水道代、CATV使用料、それから施設の利用料などに利用できるようになっていただければ利便性が上がるかと思います。

そして、ここからが一番肝心なんです、行政とのかかわり合いだけではなく、今度は民間と民間の間で、例えば草刈りとか福祉ボランティアをしていただいたときのお礼として、その地域通貨が使っていけるということによって、どんどん地域通貨の利用価値が高まっていき、それらを踏まえることで、もしこれらのプロジェクトをやっていただくときの効果が最大限に発揮され、実りある施策になるのではないかという考えを述べさせていただいております。

実は、既に村長がこのプロジェクトに着目して、研究を開始しているとのうわさを聞いております。そこで、有効な事業になるだろうと思うこの事業に対して、慎重な緊急決断を期待して、村長の考えを伺いたいと思います。

それでは、大きな第2の質問ですが、第三セクターと村のかかわり合いについての質問をさせていただきます。

今回の定例会において、第三セクターの経営状況の報告がなされたわけですが、新村長になられて第三セクターと村とのかかわりをどうしていく予定なのかを伺っておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

私が、この木の駅プロジェクトに注目した経緯からお話をしたいと思います。

ことしの1月でございました。村長選に立候補するため、さまざまな情報を収集していた時期でありました。小さな新聞記事が目にとまりました。ドイツバイエルン州の南に、ドイツで一番幸せな村と言われているレッテンバッハ村のフィッシャー村長が日本に来て講演会を開くと、こういう記事でございました。

特に、このドイツで一番幸せな村というキーフレーズに触れまして、私の目指すのも小さいながらも光り輝く村であります。これは絶対に聞かなくてはいかんと思ひまして、場所は郡上市明宝、時期は1月22日、雪の中を出かけてまいりました。

このレッテンバッハ村は、1978年に州の法律により合併したところ、合併後、学校や保育園が統合、売却され、店やガソリンスタンドもなくなり、合併前の人口が、大変小さな村なんですけど、700人だったのが、若者が流出してしまい580人になってしまった。これでは村がなくなってしまう

という危機感から、このフィッシャー氏、後の村長ですが、州からの独立運動を行い1993年に独立にこぎつけました。その後の村づくりは、補助金を当てにせず、教会も小学校も、スーパーもレストランも、自分たちで手づくりでつくっていきました。

そして、印象的であったのが自然エネルギーの活用です。村のお金が外に出ていってしまう燃料や電気を自分たちで賄う政策をとったということです。公共施設の暖房は全てまきボイラー、公用車の燃料は菜種油と。村中に太陽光発電を設置し、何と15億円の収入があるという話でした。

前置きが長くなりましたが、このまきボイラーに使うまきは村民が持ち込むと、村内で使える地域通貨がもらえるという話でありました。これって日本でもと思って調べたのが、本日の問題「木の駅プロジェクト」に行き着きました。

これにつきましては、今議員から御紹介があったとおりでございますが、岐阜県では既に恵那市の中野方地区、大垣市上石津町、郡上市白鳥町、全国では島根県智頭町、愛知県豊田市旭町などなど、たくさんの先進事例がございます。

本村では、山に生きる会が結成され、山へ人が少しでも多く行くように、お年寄りの現金収入の一つになればということで、そういうことを目的にしてふるさと企画の事業としてまき生産が行われております。下地は既にありますので、私はこの山に生きる会の皆さんに、来る9月19日に行う村長と語る会でこの事例等を紹介申し上げ、事業が実施できないか、一緒になって考えていきたいと考えております。

各事例を研究すると、行政が制度や事業を押しつけるのではなく、当事者が真剣に山のことを考え、そして発展して地域の経済のこと、活性化のことまで考えるようになり、自分たちで考えて自分たちで決めていける事業にすることが成功の秘訣であるということです。私も同じ考えに至りました。地域通貨のことは、議員の御意見のように、広がりを持っていくことが肝心であると思っています。

ここで重要なことは、どの地域でも、安易に地域で商工会等が発行している商品券でいいのではないかと、こういう議論が出るそうです。しかし、商品券は商品券としての目的がありますし、この地域通貨は、議員御指摘のような経済効果、地域振興の効果がございます。今後、研究を重ね、山も人も生き生きとなるような事業にして実施できるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、第三セクターとのかかわりについての御質問であります。特に株式会社ふるさと企画と有限会社新世紀工房とのことだと思います。

私は、2つの会社の設立の経緯や、前村長が社長をおり民営化した現在の経営のあり方についても一定の理解は持っておりますが、私のスタンスは次のとおりであります。

この2つの会社とも、行政がその行政目的達成のために手法として会社を設立し、運営してきておるということです。したがって、その経営については最大株主としての責任と権限があります。村民の貴重な財産を資本として運営している会社でありますから、経営陣に任せっきりでなく、常に経営状況を把握し、会社の目的達成のために監督責任を果たしていく所存であります。

これらのことは、4月以降行われました各会社の株主総会でも、来賓祝辞ではなく筆頭株主の意

見であるとして経営陣にしっかりと伝えてきております。

以上が私の回答でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

まず1個目の、木の駅プロジェクトについての御回答、ありがとうございました。

実はこの質問を考えるに当たりまして、先ほど冒頭に申しましたように、山のことを考える、木のことを考える、これは今までも同等の考えでありまして、僕としても、皆さんが御承知のように、山のことであるとか木のことに關しては、どちらかというところプロフェッショナルというよりも素人側でありますので、この問題をどうして取り上げるんだという御指摘等がありましたが、実はこういう補助金制度の中に1つ疑問を感じている点がありまして、確かに村の基幹産業であり大事な産業であります、税金を投入するということは、それ以外の方の理解をどう得るかという点において、いつも議会の上でも僕は悩んでおりまして、当然、当事者である人たちは補助もいただけるんですからありがたい、これは間違いないです。

ただし、当事者じゃない人は、村の大事な事業だから協力してくれという、その一言でずっと協力しておりました。でも、それが村のために大切だから協力してくれという言葉の上のただのやりとりで終わってはいは、今後の発展等がどうしても不安であるということとか、例えばIターン者、Uターン者が、必ずしも山に従事しない人たちもこれから迎え入れようとした場合、その人たちに山を大切にすることだけをただ単に言葉の上で伝えていくより、もっと形になった、具体的に協力していただいたお礼ができないかと。

それが具体的にできる一つの解決策の中に、地域通貨というものを介在することによって手元のその気持ちが流通していく。その気持ちの流通を現金経済とは別に発生させることによって、今まで地域に協力していただいた、地域のために頑張っていたいただいた方を、もっと具体的な目に見える形で、その感謝の気持ちを村の中に充満させて、それが今度、ただ単に一定の場所にとどまるのではなくて、その感謝の気持ちが人と人との間に伝わっていく。その見返りとして、物資でありますとかサービスが得られていく。これが非常に大切な考えでありまして、先ほど実はほかの方の一般質問の答えの中にありました、例えば危険物もしくは支障木等を処理するときに、その木を引き受けなきゃ、なかなか切っていただけない。それはどうしてかといいますと、ただ単に公共のためだけに切ってくれというのは余りにも暴力的ですので、それに見合う多少なりとも経済的なものを与えるということを引きかえに切っていただこうということだと思えます。

でも、これは経済的なものを餌にして、実は公共のサービスを引き出すという意味において、苦渋の選択として、幾らで引き取るとか、そういう話が出てきてしまうものだと思います。これは仮説ですが、これを市場経済とちょっと離れまして、単純に地域通貨という形で行政が一定の感謝の気持ちをあらわしますと、一旦出された通貨は補助金と同じように民間に出ますが、その出された

通貨は、今度、そのままただの行政におきましての損失で終わるのではなくて、一旦出された地域通貨がその額面、もしくはその価値に応じまして地域の中を回り始めます。

そうしますと、ただ単にありがたいで、損失が、幾ら税金が使われましたではとどまらずに、ひとり歩きしていく。地域通貨といいますのは、財政20億円の一般会計の中から出た以上に発行された額面がとにかく地域の中で勝手に動けば動いただけの価値となって、地域の財産になっていくであろうと。

実は地域通貨について、とことん勉強させていただいた結果、頭の中にはイメージを持っていました。ただ、その最初のきっかけとなるいいきっかけがなくて考えていたところに、村長がさっきおっしゃられたように、木の駅プロジェクトという全国的にも地域通貨と、それから市場経済から見放されたというとちょっと語弊がありますけれども、市場経済から少し見放されつつある林産物とうまく組み合わせるとというのが、まさに自分の考えていた気持ちにぴったりとききましたので、あえて先走りのような形で、まだ村長が発表されていない段階で、質問という形でぶつけさせていただきましたら、村長のほうから先ほどわかりやすく、それと村長がどんな思いでこのプロジェクトに着眼されたというところまで伺うことができましたので、今僕の言っている話は蛇足の部分もあります。

ただし、村長のおっしゃる中に、どうしてもまだ木材関係のところにとどまっている部分がありますので、もっともっと木材関係以外の方の了解も得ながら、村全体がそれに本当に心底協力を得られるような形での地域通貨のあり方、それから木の駅プロジェクトという特別なもののための施策ではなくて、これが村民全員のプロジェクトだと、村民が協力団体になれるような具体案を今後提案していただけたらありがたいと思いますので、もしそれについての提言がありましたら、再度お答えという形でいただきたいと思います。

もう1つの質問にありました第三セクターについてなんですが、これは実は前村長のときにも同じような質問をさせていただきまして、その答えをいただいておりますので、もう一度現村長からお答えをいただきたいと思います。

先ほど言われましたように、村は手法としての第三セクターの存在を確認しております。だから、監督責任と権限がありますよというところまでは毎回同じお答えをいただいております。

そこで、選挙等で選ばれた村長が、最終的に責任を持って権限までを発揮されるというのはわかりましたが、常々僕は議会の上で最終チェックを第三セクターに入れるということに関して、どうだという質問を重ねてきました。

今のところ、前村長までのお答えは、議会から直接質問をするのはどうかと思う、それから、議会から直接経営内容に対して御注意いただくのはどうかと思う。そのかわりと言ってはなんだけど、村長以下執行部のほうできちんと監督責任を行うというお答えをいただいております。

ですが、先ほど報告がありました経営状況を見ますと、まだまだ監督責任が十分と言えるような結果が得られていないので、どうしても口を挟みたい。でも、口を挟みたいが、その直接のチェックについては、行政側、村長側でやりますよというお答えでしたので、再度、第三セクターという

ものと、村と言いましたので語弊がありました。村民と第三セクターとの間における責任と、権利と義務の関係について、最終的に仲介者として村長は村民に対してどう責任をとるか、村民がどのように第三セクターに対して権利を持っていたかかをわかりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず初めの地域通貨の経済効果については、私も若干勉強しましたんで承知をしております。

確かに、地域の経済を回転することによって大きくするという効果もございますし、何よりもほかの事例を見ますと、先ほども言いましたように、住民参加、住民が直接こういった事業を組み立てていくところに非常に価値があつて、それによって地域の結束が固まったり、今回は山がテーマになっておることですが、山への意識が変わったと、こういうような事例が出ておりました。今後、先進事例も参考にしながら、議論を進めてまいりたいと思います。

地域通貨については、その中でこの手法を使うのかどうか、これはまだ私が決めることではございませんので、もしそうなったときに、議員御指摘のような広がりがある使い方ができるようにする、これもまた非常にいいアイデアであると思いますので、承知をしておきたいと思います。

次に、第三セクターのかかわり合いについてということで、村民に対してどういう説明をするのかというか、責任のとり方があるのかということかと思いますが、村政を預かった以上、私にその責任があると思います。

議会と行政のあり方についての議論、これは今までも繰り返してきたところであろかなと思いますが、議員の皆様方については、機会を通じて私に御意見をいただき、私が主導してまいる、このスタンスで行きたいと思います。

村民の皆さんについては、これはしっかりと議会を通じ、あるいはそういった機会がございましたら、直接でもございますが、説明責任というものを果たしてまいりたいと思っております。

経営については、これは営業上のことがございまして、今ここでの問題点を掲げるということは差し控えますが、この前も全協でちょっと申し上げましたように、半期までの経営内容をしっかりとチェックさせてもらうのがまず第一と思っております。その後、この2つの会社がうまくいくように、必要なことがあればしっかりと経営陣に指示を出していく。これは、そのときに議員の皆さん方にしっかりと相談をしてまいりますので、そのときに御意見をいただければ、一緒になって考えていく。もちろん決断するのは私の責任、このようなスタンスであります。

ちょっとこれは難しい問題でございまして、回答になったかどうか、議員が満足できるかどうかわかりませんが、説明責任、監督責任、経営責任、これについてはやはり村民の代表として選ばれた村長の責任と、このように思っております。経営陣に対しても、そのことはしっかりと伝えてまいりますし、いきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

地域通貨でありますけれども、最終的に一言だけあれですけど、官民協働というのは、今の村長が参事の時代からよく中心とされていた言葉ですが、官民協働においての一つの血液のかわりとして、ぜひ地域通貨の有効性などを研究していただいて、血の通った官民協働、血の通ったその血液のかわりに動くものの一つの方法として、もし検討いただけたらということを提言させていただきまして、地域通貨についての質問はこれで終わります。

第三セクターについても、シンプルな質問を前回の村長にぶつけておきましたので、今回の村長さんにも、最後にその質問だけぶつけさせていただきます。

第三セクターが、もし最終的に経営難に陥りまして、多大なる損失で終わる、もしくは整理しなきゃいけないというときの損失の部分ですが、それを村が責任を持ってやらなきゃいけないニュアンスというものを前の村長はおっしゃっておられました。

現村長にももう一度伺いますが、損失等が膨らんでいって、最終的に一定の公金を使って処理しなきゃいけないときに、村はその公金を支出する予定であるかどうかだけ、最後に質問して終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

損失補填を公金かどうかという御質問ですが、これは現時点で完全に会社が倒産ということになって、その時点でほかの金融機関とか、そういった方、いろんなところに迷惑がかかっていくというようなときにどういう責任のとり方があるかと、これは非常に複雑な状況があるということで、今ここで素直に全額村が見ますと、こういうお答えは私はしません。

ただ、それに至らないように、その過程において経営の不備なところとか、そういったところでもしあればただして、こういった事態に至らないような努力をするのがまず第一であります。

それから、もしなった場合の責任のとり方といいますか、公金対応、これは法律に基づいて粛々とやる必要がある場合はやりますが、今のところそういった状況にはまだなっておりませんが、責任というのはそういうものだとは私は思っております。

条件によっていろいろなパターンがあって、一概にここで、そうしたら公金を投入しますというようなお答えはちょっとできません。ただ、責任はとります。そのとり方については、状況によっていろいろあるのではないのかと。倒産ということは余り概念に置かず、経営改善をしっかりと進めていきたい、このように考えております。

○議長（服田順次君）

ここで、CATV退席のため暫時休憩とします。

午前11時21分 休憩

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（服田順次君）

日程第8、報告第1号 平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから日程第9、報告第2号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

それでは、議案資料のほうをごらんいただきたいと思います。

報告第1号 平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成26年9月11日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、一覧表でございます。内容は、4つの比率から構成されております。1つずつ説明させていただきます。

まず左からでございますが、実質赤字比率、これは一般会計を対象にしました実質赤字の標準財政規模に対する比率で、黒字の場合はハイフンと表示することになっておりますので、ハイフンが表示されております。黒字比率としましては44.8となっております。

続きまして連結実質赤字比率、これは村の全会計を対象にした実質赤字の比率でございますが、こちらも黒字でございますのでハイフンとなっております。黒字の比率としましては52.9となっております。

続きまして実質公債費比率、これは村の全会計と一部事務組合の会計が対象となりまして、実質的な公債費の財政に及ぼす負担の割合を3カ年平均で表示したものでございます。10.9となっております。前年度は12.0でございましたので、1.1%の改善をしております。

続きまして将来負担比率でございますが、これは村の全会計と一部事務組合の会計、それから第三セクターの会計が一定条件の場合に対象となります。将来世代が負担する債務の比率となっております。9.1%でございます。前年度は25.1となっております。

平成25年度の標準財政規模につきましては、15億7,272万円でございます。

それから、括弧内の数値でございますが、早期健全化判断基準といいまして、この数値より悪化しますといろいろな財政上の制約を受けることになっております。一覧の説明は以上でございます。

1枚めくっていただきまして、監査委員の意見書がついてございます。かがみの説明は、朗読は

省略させていただきまして、意見書のほうでございます。

審査の概要、2に審査の結果が出ておりまして、2の(2)のところに個別意見が出ておりまして、それぞれの比率につきまして早期健全化基準を下回っておりまして、良好であるという御意見をいただいております。意見書の概要については以上でございます。

続きまして、報告第2号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成26年9月11日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、資金不足比率の一覧表でございます。

こちらの一覧表につきましては、公営企業会計の資金不足を事業規模で割りました比率でございます。簡易水道特別会計、下水道特別会計とも資金不足は発生しておりませんので、ハイフンで表示しております。

1枚おめくりをいただきまして、同比率の監査委員の意見書でございます。かがみは省略させていただきまして、その次のページの意見書のほうでございますが、大きい2番、審査の結果、2段目の(2)個別意見のほうでございますが、こちらのほうの早期健全化基準20%に対しまして、良好であるという御意見をいただいております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第2号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は昼食後1時からとしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時28分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第7号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成26年9月11日提出、東白川村長。

記1. 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第3号）（別紙）。

1 枚おめくりをいただきまして、専第7号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。平成26年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,720万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成26年8月4日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正、歳入、3ページの歳出から5ページの補正予算の事項別明細書、1. 総括の歳入、6ページの歳出の朗読を省略し、7ページをおめくりいただきたいと思っています。

2. 歳入、18款1項1目繰越金、補正額113万円追加。前年度繰越金でございます。

3. 歳出、6款2項2目林業振興費、補正額75万4,000円追加。これは主に越原地域で猿による農作物への被害が多発しておりまして、これに対するものとして有害鳥獣捕獲報償金30万円と、備品購入費として有害鳥獣捕獲用のおり3基を導入する費用に充てたものでございます。

8款3項1目住宅管理費、補正額37万6,000円の追加。フラットハイムの入居者への入所に際し、施設修繕料として、電気温水器が故障しておりまして、これを取りかえる費用として活用するものでございます。

合計で113万円を追加し、専決により農作物の猿害の対策と住宅入居対策の対応をさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

毎年この手の専決の場合、質問をさせていただいている件なんですけど、有害鳥獣の対策についてはもともと予算の中の一定の額が存在しているはずなんですけど、それで十分対応できなかったの専決であろうかと思ひますし、住宅管理費につきましても、予想が不可能だったので予算化されてなかったのかという点をまず先に質問します。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

説明が不十分で申しわけありませんでした。

捕獲報奨金につきましては、年度内の見込みをして不足が生じるおそれがありますので追加が必要になったということで、おりについては必要な施設であったということでございます。

また、住宅の修繕費につきましても、既に執行が相当分進んでおりまして、年度内を見込みますと不足額が生じるということで、対応ができなかったということで、今回増額をさせてもらったものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

この手の専決なんですけど、基本的には災害復旧等に使われる場合で、災害復旧というのは、実はゼロからマイナスに行った部分をとりあえずゼロまで戻すから、承認なしで行かせてくださいということだと思いますので、この場合ですと、住宅の修繕は、もしかしたらもともと原状復帰が基本になっていますので、この現状復帰だったということで解釈できると思いますけれども、有害鳥獣に関しましては、実はマイナスからゼロに戻すものではなくて、プラス側の提案だと思います。

なので、この段階で本当に専決をやった結果なので、どのような効果があったかの報告をもらって初めて何となく専決を認めていいかどうかというところに至らないかと思いますので、ちょっとその結果としての報告をいただきたいと思います。それだけです。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 樋口君。

○産業建設課長（樋口章久君）

猿のおりにつきましては、当初予算でおりを買うという予算は予算化してなくて、御存じのように陰地、栃山、黒淵方面でかなり猿の被害が大きくなってきたという地元の方々からの御意見がありまして、それに対応するというんで緊急的にお願いをするということになります。

既に3基のおりを黒淵、栃山、陰地地内に設置をさせていただいて、今それぞれ地元の方々に見張りをしておっていただきます。おりの近くまで来ておるという情報は得ておりますけれども、現在はまだとれてはおりませんけれども、近々とれるんじゃないかということで、効果が上がるではないかというふうに思っておりますし、設置したことによって地元の住民の方が少しでも安心感が出たんじゃないかというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

ただいま3番議員がほとんど質問したような形になりますが、私は3番議員より難しいことは言いません。

猿のおりですが、今回は専決で、私の地元といいますか、そうしたところで設置はしてあるんですが、猿の群れの実態調査をしてあるのかなのかということをもまず1つ聞きたいし、これは私、昼中2回ほど30頭の群れに出会いました。

それで、この群れが3年前ぐらいから、加子母から陰地、栃山、黒淵、大明神を通過して付知へ抜け、また加子母から、その巡回をしておるような形と私は見ていますけれども、何か群れが幾つにもできておると。個体数が幾つかになっているということですし、今回この専決でおりを購入されたのも、群れがとどまっておるという話も聞きました。

そうしたことについて、その調査はどうなっているのか、調査したのかしていないのかということと、それから今回、2メーター、3メーターの小さなおりですけど、それで3カ所に設置してあるわけですけど、将来的といいますか、近いうちにある程度一網打尽にできる大きなあれを設置したいという話も聞いていますが、その辺の考えも伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 樋口章久君。

○産業建設課長（樋口章久君）

猿の群れの調査については、直接、何頭どこから入ってという細かな調査はしてありませんけれども、猟友会の方々からいろいろ意見を聞きまして、7番議員さんの言われるように加子母から陰地方面へ入ってきて、それが栃山、黒淵のほうへ上ってくると、どうもそういう同じような動きをしておるようです。

そういう動きの中で、今猟友会の方に先行してちょっと動いてもらえんかというお願いもしておりますけれども、とどまっておるものではありませんので難しい面はありませんけれども、直接細かな調査はしていないということになります。

それから、将来的に大きなおりを設置するのかという質問がありましたけれども、その件については、本巢とかほかの町村で、今言われるみたいに大きなおりを入れて、どうもたくさんとれておるという実績があるようですけれども、もう少し細かく調べてみまして、対応できるものなのか、これから検討を進めたいというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第7号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第7号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり承認されました。

◎議案第63号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第63号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第63号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成26年9月11日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、市町村計画の変更表でございます。

別紙様式2、特別措置法の改正が26年3月31日に法律第8号で行われ、計画期間が28年3月31日から33年の3月31日まで、5年間延長されております。今回、今年度の過疎計画による3つの事項と4つの事業を追加、変更しようとするものでございます。

区分と変更の欄で御説明を申し上げます。

今回は3の生活環境の整備で、事業名、消防施設、事業内容、小型動力ポンプ、事業主体、東白川村。

4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、事業内容で重度心身障害者を追加するものでございます。

5. 医療の確保で、事業内容、診療所が行いますリハビリ牽引機の導入、事業主体で東白川村を追加するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、同じく5. 医療の確保で、変更欄の事業内容で予防接種にインフルエンザを追加するものでございます。

以上の追加変更でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第12、議案第64号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第64号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年9月11日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

第4号 職員の休業の状況。

別冊の新旧対照表のほうをお開きいただきたいと思います。

東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表ということで、1ページから3ページが該当します。現行が下の欄で、上段が改正案となっております。

第2条に報告の時期がございます。毎年8月までに、村長に対し前の年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならないと定められております。

第3条で報告の項目が決められております。

2ページをお開きください。

現行、第1号から第8号までありますが、改正後、第4号に職員の休業の状況を加えさせていただきます。現行第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げしまして、第9号までとさせていただきます。これは地方公務員法第58条第2項の一部改正に伴う村の条例の改正でございます。

職員の休業の内容になりますが、主には育児休業となります。

第4条で公表の時期が定められておりまして、毎年10月末までに報告を取りまとめ公表しなければならないとなっております。現行、給与等の公開を行っておるわけですが、これに職員の休業が加わるというものでございます。

改正案のほうにお戻りをいただきまして、附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

職員の休業ですけれども、期間というのは大体どれくらいを範囲として休業期間とするのかをお聞きします。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

今回、追加させていただくものは育児休業になりますので、育児休業を必要とする人に与えるもので、申請に基づいて認めていくことになると思いますが、実際今、運用上、現行26年度では実例がございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

育児休業ということでございますけれども、本人が申請すればできるということだと思っておりますけれども、業務に差し支えない程度だと思っておりますけれども、どの程度の時間を、その辺は別にうたわなくてもいいわけですか。ただ休業の申し出があればそれを許可するというか、その辺のことは、それ以上の具体的なことはわからないのかどうか、その辺もうちょっとお願いします。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

今回公表するのは、今の取得をした場合の状況を、結果としてどういうふうであったかというものでお知らせをしていくものということでございます。

年休の取得状況、それから職員に与えられた、条例で定められた夏季休暇等もあるわけですが、これに育児休業を加えたというものでございます。

その期間につきましては、本人の申請に基づいて許可をするものですが、具体的なものは、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第65号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第65号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年9月11日提出、東白川村長。

1枚おめくりください。

東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 デイサービス部門の事業の欄中8の次に「9 その他生活援助に関すること」を加える。

これも新旧対照表をつくっております。

5ページをお開きください。

条例の3条の業務の範囲の規定に沿うものでございますが、別表として、デイサービス部門の事業が、1の生活指導に関することから8の送迎に関することがございます。この次に、9 その他生活援助に関することということでつけ加えをさせていただいております。

具体的な事業としまして、買い物援助、それから洗濯や清掃等の支援等が想定されます。

また、平成27年度から地域支援事業が開始されますので、柔軟な対応をするために生活援助に関することをつけ加えさせていただきました。

それでは、改正文のほうへ戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成26年10月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

うちの村の条例の特徴なんですけど、いろいろ項目を上げておいて、一番最後にその他といっけなり柔軟な項目が1行加わることで、それまでのせつかく組み立ててある条例の具体性が曖昧になるような気がするということで、ちょっとだけ質問ですが、今具体的にこういうものが想定されていますと言われましたんですけど、どうしてそれを箇条書きにしてつけ加えずに、いきなりその他にして、全部ひっくるめてオーケーになってしまうような形にしたかの経緯だけちょっとお聞かせください。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

最初にこの条例の改正のときにも検討させていただいたんですけど、買い物支援とか選択支援というような箇条書きの方法もございまして、27年度から始まる、今まで介護支援1・2を対象にしておった介護保険で行う事業が、本来は介護保険の事業ではないというような国の判断で、これについては市町村ごとに柔軟な対応でいろんな支援をしてくださいということで、その中には洗濯とか買い物等もありますが、その他に含まれるものが多分これからも検討するときに出てくるというような想定を踏まえて、その他生活援助ということで、包括的な意味を込めてここに掲載させていただきました。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第66号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第66号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年9月11日提出、東白川村長。

次のページを見ていただきまして、東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の7ページをごらんいただきたいと思います。

まず条例の改正の趣旨でございますけれども、依拠する母子及び寡婦福祉法の内容が一部改正され、名称も母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称されて、平成26年10月1日に施行されることに伴い、関連する当条例を改正するものでございます。

この上段の改正後というところですが、第2条の定義の部分でございますが、ここの3号におきましては、母子家庭等の母及び児童という定義のところでございますが、これにつきましては、定義の規定について、現行では前号の規定以外で別記のイ、ロ、ハに上げる者を対象としておりましたが、改正後では、もとなる母子及び父子並びに寡婦福祉法の定義条文を引用するという

ことを明示したものでございます。

次の第4号の父子家庭の父及び児童、この定義につきましても、現行では前2号の規定、これは重度心身障害者と先ほどの母子家庭等の母及び児童に該当する者以外で、別記のイとロに掲げる者を対象としておりましたが、改正後は同じく同法の定義条文の引用として明示をするということで、条文の改正を行っております。

議案のほうへ戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

◎議案第67号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第15、議案第67号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第67号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について。東白川村定住促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年9月11日提出、東白川村長。

1枚おめくりください。

東白川村定住促進条例の一部を改正する条例。

東白川村定住促進条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号の次に次の号を加える。

8 不妊不育治療費助成事業。

これにつきましても、新旧対照表をつくっております。

9 ページをごらんいただきたいと思います。

東白川村定住促進条例の第4条の事業の欄でございます。

7の結婚奨励の次に、8として不妊不育の治療費助成事業として加えさせていただきました。この事業の内容については、8月の全協のところで説明をさせていただいております。また、詳細、細部については、規則をつくり事務を遂行してまいります。

それでは、また改正文のほうへ戻っていただきまして、附則でございます。施行期日、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項第8号の規定は、平成26年4月1日から適用するというので、4月1日から遡及して事業をやっていきます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号から議案第70号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第16、議案第68号 東白川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてから日程第18、議案第70号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてまでの3件について、関連があるため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 伊藤保夫君。

○教育課長（伊藤保夫君）

議案第68号 東白川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について。東白川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成26年9月11日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条から第48条までございますが、それにつきましては別冊の議案説明資料に基づいて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明資料の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

東白川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

制定概要でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を村の条例で定めるため、東白川村の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

制定内容として、条例制定の考え方でございますが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営の基準を定めます。多くの項目において、村の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情は認められないので、原則として国の基準に基づいて村の条例を制定いたします。

2として条例の構成でございますが、第1章 総則です。これは第1条から第21条まででございますが、中身としまして、条例の趣旨、定義、最低基準、一般原則、衛生管理、健康診断等を定めております。

第2章 家庭的保育事業でございますが、第22条から第26条でございます。

家庭的保育事業とは、家庭的保育者の居宅などにおいて、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業をいいます。利用定員は5人以下です。設備の基準、職員、保育時間、保育の内容及び保護者との連絡等を定めております。

第3章 小規模保育事業、第27条から第36条でございます。

小規模保育事業とは、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う施設において、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業をいい、A型、B型、C型の3つの類型があります。設備の基準、職員、保育時間、保育の内容及び保護者と連絡等を定めております。

第4章 居宅訪問型保育事業、第37条から第41条でございます。

居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業をいいます。家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児は1人です。提供する保育の内容、設備及び備品、職員、居宅訪問型保育連携施設、保育時間、保育の内容、並びに保護

者との連絡等を定めております。

1枚はねていただきまして、第5章 事業所内保育事業。第42条から第48条でございます。

事業所内保育事業とは、雇用する労働者の乳幼児を保育するために事業主が設置する施設等でありまして、その地域において保育を必要とする満3歳未満の乳幼児に対して保育を行う事業をいいます。利用定員の設定、設備の基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡等を定めます。

附則としまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行をいたします。

また、食事の提供、連携施設、小規模保育事業等、利用定員に関する経過措置についても定めております。

議案のほうへ戻っていただきまして、議案第69号 東白川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について。

東白川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成26年9月11日、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例ということで、第1条から第52条、1ページから38ページまでに定めております。

それにつきましても、議案説明資料のほうで説明をさせていただきます。

3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

東白川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

制定概要。子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を村の条例で定めるため、東白川村の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

制定内容。

条例制定の考え方。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めます。多くの科目において、村の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情は認められないので、原則として国の基準に基づいて村の条例を制定いたします。

条例の構成でございますが、第1章 総則でございますが、これが第1条から第3条でございます。中身は、条例の趣旨、定義及び一般原則を定めております。

第2章は特定教育・保育施設の運営に関する基準ということで、第4条から第36条まで定めております。特定教育・保育施設とは、給付の対象として、村の確認を受けた幼稚園、保育所及び認定こども園をいいます。利用定員に関する基準、運営に関する基準及び特例施設型給付費に関する基準を定めております。

第3章でございます。特定地域型保育事業者の運営に関する基準ということで、第37条から第52条でございます。特定地域型保育事業者とは、給付の対象として、村の確認を受けた地域型保育事

業者（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいいます。

利用定員に関する基準、運営に関する基準及び特例施設型保育給付費に関する基準を定めております。

附則、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行します。

特定保育所に関する特例、施設型給付費等・利用定員・連携施設に関する経過措置についても定めております。

また議案のほうへお戻りいただきまして、議案第70号でございます。

東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成26年9月11日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、これにつきましても説明資料の4ページからをごらんいただきたいと思います。

東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

制定概要。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を村の条例で定めるため、東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

制定内容。条例制定の考え方でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を定めます。多くの項目において、村の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情は認められないので、原則として国の基準に基づいて村の条例を制定いたします。

条例については、第1条から第21条までございますが、ここでは主なものを抜粋して掲上させていただきます。

第1条におきましては趣旨ということで、この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるということでございます。

第2条、第3条、第4条ということで、最低基準の目的、第3条では最低基準の向上、第4条では最低基準と放課後児童健全育成事業者ということで、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させなければならないというようなことがうたっております。

第5条 放課後児童健全育成事業の一般原則ということで、(1)から(6)までございますが、(3)番では、放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対して、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明しなければならないというようなことがうたっておりますし、(5)番は放課後児童健全育成事業者は、東白川村暴力団排除条例の暴力団及び同項第4条の暴力団員等に該当しないものでなければならない。

(6)としまして、放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払っていかなければいけないというようなものが定めてございます。

第9条として、設備の基準ということで、(1)事業所には遊び及び生活の場としての機能、並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

(2)専用区画は、おおむね児童1人につき1.65平方メートル以上でなければならないというようなものが設備の基準でございます。

第10条 職員でございますけれども、放課後児童健全育成事業所では、放課後児童支援員を置かなければならないというようなことがうたってございます。

(3)放課後児童支援員は、保育士等であって、都道府県知事が行う研修等を終了したものでなければならないというようなことでございます。

(4)ですけれども、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものとして、支援の単位として児童数はおおむね40人以下とするというようなことでございます。

18条では、開所時間及び日数ということで、開所する時間については、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外については1日につき3時間以上を原則というふうなことでございますし、開所日数については、1年につき250日以上を原則として、それぞれ児童の保護者の就労日数とか学校の休業日等を考慮して定めるということでございます。

附則としまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行をします。

また、職員の経過措置についても定めております。

以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 東白川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてから議案第70号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてまでの3件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号 東白川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてから議案第70号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。2時から始めますので、よろしくお願いをいたします。

午後1時52分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第71号から議案第75号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第19、議案第71号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から日程第23、議案第75号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件について、補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第71号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成26年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,673万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,394万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成26年9月11日提出、東白川村長。

2ページの第1表歳入歳出予算補正から4ページまでを省略し、第2表の地方債の補正を御説明申し上げます。

地方債の変更で、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございませんので、起債の目的と限度額について御説明を申し上げます。

今回、災害復旧事業で限度額610万円のを720万円に、110万円を追加するものでございます。前山線の災害復旧工事業費が実施設計により増額したものによるもので、国の補助金を差し引いた減額で110万円を追加するものでございます。

過疎対策事業で1億1,350万円を1億1,070万円に、280万円を減額するもので、内訳としまして、予防接種事業のほうで70万円を追加し、農地費の県単神付農道で130万円と、県単農用施設中通排水路工事のほうで220万、合わせて350万円を減額し、増減額で280万円を減額するものでございます。

臨時財政対策事業は6,000万円から8,000万円に、2,000万円を追加するものでございます。今年度事業債の決定により起債額に変更が生じたものでございます。

9ページの歳入から御説明を申し上げます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額75万5,000円追加。保健福祉費負担金で障害児施設措置費の負担金、ことばの教室通所事業の増加分で、2分の1額で75万5,000円でございます。

11目災害復旧費国庫分担金233万4,000円の追加。公共土木施設災害復旧負担金ということで、道路橋梁災害復旧国庫負担金で前山線のものでございます。3分の2相当ということで233万4,000円となっております。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額237万8,000円の追加。総務管理費補助金で、五加センターの防水工事ががんばる地域交付金の対象になったということでございます。

3目民生費国庫補助金1,316万円の追加。3.保健福祉費補助金で、臨時福祉給付金事業費補助金、同じく事務費補助金160万円と4万7,000円の追加でございます。これは、6月1日の所得の確定によります給付金の対象者が、1万円の方が110人、それから加算金の5,000円の方が100人対象になったということで追加でございます。同じく老人福祉費補助金、がんばる地域交付金の対象ということで、白川町サンシャイン美濃白川のほうが行いますサテライト型特養で、東白川4床分の負担で2,000万円を負担するわけですが、そのうち1,151万3,000円ががんばる地域交付金の対象となったものでございます。

8目土木費国庫補助金、補正額1,307万7,000円。土木管理費補助金で、五加運動場村有地内に建設をします村営住宅1棟の事業費のうち1,307万7,000円がこの交付金の対象となったものでございます。合わせて2,861万5,000円となっております。

14款1項3目民生費県負担金、補正額37万7,000円。保健福祉費負担金で、障害児施設通所費負担金、県が4分の1額となっております。

14款2項6目農林水産業費県補助金、補正額84万9,000円。農業費補助金で2つございまして、農業委員会の交付金が交付決定によりまして44万7,000円の減、農地台帳システムの整備事業費補助金ということで、10分の10でございますが129万6,000円の追加、差し引きで84万9,000円となっております。

7目商工費県補助金、補正額100万円の追加。商工費補助金で、県振興補助金がフォレストスタイル事業に充当するものでございます。

16款 1 項 2 目指定寄附金、補正額70万5,000円の追加。総務費指定寄附金で、ふるさと思いやり基金指定寄附金、東京都の今井勝二様ほか6名によるものでございます。3. 民生費指定寄附金10万円、五加大沢の田口様からの社会福祉施設整備指定寄附金でございます。4. 衛生費指定寄附金 1 万 5,000円、自然環境保全指定寄附金ということで千葉県伊藤様からいただいたものでございます。10. 教育費指定寄附金25万円、図書整備指定寄附金 5 万円、五加の古田様、教育費指定寄附金、柏本の安江弘武様から小学校、中学校にそれぞれ10万円ずついただいたものでございます。

18款 1 項 1 目繰越金、補正額291万9,000円の減。前年度繰越金の減でございます。

19款 4 項 4 目雑入、補正額671万6,000円の追加。内訳としまして、文化財冊子売上代金、「写真で見る東白川の今昔」ということで、これの販売代金 5 万円。公民館講座の参加料で13万8,000円の追加。看護大学の学生実習受け入れ負担金で、事業費の確定による41万3,000円の減。介護、障害一拠点集約化システム推進事業交付金、国保連合会からの交付金で11万8,000円の追加。次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金416万8,000円。同じく充電インフラ普及プロジェクト権利金177万4,000円の追加、道の駅に設置する事業補助金でございます。介護保険特別会計繰出金返還金88万1,000円。

20款 1 項 4 目衛生債、補正額70万円。過疎対策事業債で、予防接種事業に追加するものでございます。

6 目農林水産業債、補正額350万円の減。過疎対策事業債で、県単農道舗装事業で130万円減。県単農業用施設整備事業で220万円を減額するものでございます。

11目災害復旧債、110万円の追加。公共土木施設災害復旧債で、村道の災害復旧事業ということで110万円追加。

13目臨時財政対策債2,000万円の追加でございます。

13ページ、3、歳出、2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額48万1,000円の追加。総務一般管理費で職員手当、扶養手当と共済負担金、これは乗率改正に伴うものです。報償費は、ふるさと指定寄附金をいただいた方への謝礼代ということで7万6,000円の追加。積立金は、ふるさと思いやり基金の指定寄附金を積み立てするものでございます。

5 目財産管理費73万5,000円の追加。これは庁用車の管理費で、自動車損害共済保険料ということで、日赤の災害用のバンを8月6日に引き渡しを受けたわけですが、これの自動車保険料 3 万 7,000円を追加するものでございます。物件管理費で、工事請負費、擁壁解体工事ということで、ニコニコ理容院と村有地との境界にありますブロック塀ですが、クラックが入っておりまして、中段までの解体を行うもので53万2,000円の追加と、五加センターの太陽光発電の事前防水工事ということで、がんばる地域交付金をここで充当するもので、一般財源が184万6,000円の減となっております。行政情報化推進費ということで、介護、障害一拠点集約化システム11万8,000円を受け入れする財源補正でございます。総合行政情報システム運営費として16万6,000円の追加。水道料金のシステム改修で、3－2 ベースの収納対応ということで今回追加するものでございます。

2 款 2 項 1 目税務総務費、補正額 1 万9,000円の追加。職員の共済負担金1,000円と、需用費で消

耗品 1 万 8,000 円を追加するものですが、原付、ミニカーのナンバープレートを整備するものでございます。

3 款 1 項 1 目住民福祉費、補正額 443 万円の追加。住民福祉費一般で職員の人件費、年度内見込みで扶養手当、期末手当、児童手当及び子ども手当を追加するものと、職員共済負担金 4,000 円を追加するもので、33 万 6,000 円の追加となっております。次に、国民健康保険特別会計繰出金で、平成 25 年度分の国民健康保険特別会計繰出金、法定内繰り出しをするものでございます。保険料の軽減分と保険者支援分ということで、合わせて 226 万 8,000 円を繰り出すものでございます。前年度分を精算するために繰り出すものでございます。後期高齢者医療負担金ということで 182 万 6,000 円、これは平成 25 年度後期高齢者医療療養給付費の負担金の前年度精算金ということで、広域連合へ負担するもので 182 万 6,000 円を追加するものでございます。

3 款 1 項 2 目福祉医療費、補正額 90 万 7,000 円、これも前年度福祉医療助成事業補助金精算金返還金ということで 90 万 7,000 円を追加するものでございます。

3 目保健福祉費 330 万 2,000 円の追加。保健福祉費で、障害者関係の相談員の研究大会への参加に必要な駐車料金 1,000 円と、寄附金をいただきました指定寄附金の積立金 10 万円となっております。障害者自立支援事業委託料ですが、パソコンの更新に伴う自立支援システムの移行費用ということで、4 万 4,000 円の委託料を追加するものでございます。障害児通所支援事業、白川町ことばの教室へ利用者 3 名増によります扶助費の追加ということで、給付費 151 万円を追加するものでございます。国・県の補助金が充当されております。それから臨時福祉給付金支援事業ということで 164 万 7,000 円。事務に要します消耗品費 3 万円、通信費ということで切手代等 1 万 7,000 円、それから各個人へ補助金として支出します補助金が 160 万円となっております。

4 目老人福祉費、補正額 41 万円の追加。工事請負費で、せせらぎ荘の給湯・暖房用ボイラーの修繕費ということで、交換で 41 万円と、財源補正として白泉会のサンシャイン美濃白川特別養護老人ホームの 29 床、2,000 万円のうち、がんばる地域交付金をここで財源補正するものでございます。

次に、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 1,000 円、子育て支援事業の職員共済組合負担金でございます。

2 目認可保育所費、補正額 7 万 7,000 円。これもみつば保育園職員の人件費ということで、職員手当と共済費、合わせて 7 万 7,000 円を追加するものでございます。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、補正額 23 万 2,000 円。保健衛生総務費一般で、職員の時間外勤務手当、年度内見込みにより 20 万円の追加と、職員共済組合負担金 3 万 2,000 円と、その他の財源で 41 万 3,000 円減となっておりますが、看護学生の実習費が確定しましたので、歳入の減ということで 41 万 3,000 円を減額するものでございます。

4 款 1 項 2 目予防費、補正額 88 万 2,000 円。予防接種事業で、小児の水ぼうそうが定期接種化されたことで対象が 57 人と、高齢者の肺炎球菌の予防接種事業 70 人を対象として、この薬品代と、手数料と、それから委託料は広域化予防接種への対応ということで、医師会へ委託する 10 万と、合わせて 84 万 8,000 円となっております。未熟児養育医療事業 3 万 4,000 円、これは前年度母子保健衛生

負担金の返還金を補正するものでございます。

3目の母子健康センター費20万3,000円の追加。これは先ほど事務局長が説明をしております不妊不育治療の助成費が主なものですが、役務費は新聞折り込みの経費3,000円と、特定のほうで1人10万円、不育のほうで5万円掛ける2人ということで、合わせて3人分20万円を今回予算化するものでございます。

5目環境対策費32万2,000円の追加。環境総務費で、職員が居住地の変更によりまして、職員手当の年度内見込みで、通勤手当、それから住居手当の合わせて30万7,000円を追加するものと、自然保護事業で千葉県の伊藤さん、指定寄附金を活用し環境保全の看板を作成するもので1万5,000円でございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額ゼロで、農業委員会活動費交付決定によりまして44万7,000円の県補助金を減額し、一般財源で財源補正を行うものでございます。

3目農業振興費132万3,000円の追加。農地銀行活動事業で、農地台帳システム改修委託料129万6,000円を追加するものでございます。茶業振興対策事業、補助金で2万7,000円。うち、1の白川茶商会補助金は、対象事業の確定によりまして35万円の減と、茶品質向上対策補助金ということで、村の農業振興補助金交付規則によりまして、五加茶の生産組合のほうで昭和55年に整備をしましたベルトコンベヤーが老朽化しまして、この設備を更新するものの2分の1額を助成するもので、37万7,000円となっております。差し引きで2万7,000円となっております。

7目農地費、補正額21万1,000円の追加。農地総務費で、中山間事業に伴います、静岡のほうへ視察に行きます職員の普通旅費2名分、2万4,000円と、それに伴います使用料及び賃借料1万7,000円。それから中川原水辺公園の管理費で、中川原水辺公園の施設修繕工事ということで17万円を追加し、水難事故防止等の啓発看板を5基ほど設置するものでございます。

6款2項1目林業総務費、補正額44万円の追加。職員手当等でございますが、年度内見込みによりまして児童手当と職員の時間外勤務手当を追加するものでございます。

2目林業振興費、補正額572万9,000円の追加。一般林業振興費で、負担金、補助及び交付金となっておりますが、補助金500万円で、森林組合のほうでベイローダーを購入します。600万円の事業費で、これの2分の1で300万円と、林内作業車の購入ということで、200万円の2台を購入するものの2分の1で200万円ということですが、このベイローダーのほうはアタッチを交換することによって冬季の除雪作業ができるようになります。小学校周辺を中心にします笹屋線の除雪作業を交付の条件のようなふうで申請が出ておりますので、これをお認めしまして500万円を追加するものでございます。村有林管理事業、委託料で、森林整備の委託料で新巣村有林1.4ヘクタールで、27年、28年に植林作業ができる準備にかかるということで、除伐や整地作業で72万9,000円を追加するものでございます。

3目林道総務費、617万円の追加。林道総務費委託料で、奥新田林道測量設計の委託料、延長20メートルほどで路面の舗装250万、それから小峠林道の測量設計委託で、延長500メートルのうちのり面の石積み、それからネット吹きつけ等数カ所で250万円ということで、しっかりした設計を事

前に準備しておくというものでございます。使用料及び賃借料、治山維持修繕機械借上料ということで、補助対象外の施設の修繕に要するものでございますが、十九折洞の排水路の処理を機械を借り上げて行うもの10万円と、工事請負費で林道維持修繕事業に57万円、これは加茂東線の林道のガードレール、それから山手林道の排水管の布設工事によるものでございます。それから、治山維持修繕費ということで50万円、木戸場洞の側溝敷設工事等でございます。

7款1項1目商工振興費、補正額2,000円追加。職員の共済組合負担金の追加でございます。

2目地域づくり推進費510万9,000円の追加。住宅対策推進事業ということで、エコトピア住宅敷地内の取り付け道路のつけかえ工事の測量設計の委託ということで491万4,000円を追加するもので、26年に測量設計を、27年に工事と登記を目的としております。次に、イメージアップ事業で19万5,000円の追加。普通旅費、職員旅費というふうになっておりますが、観光Gメンが神奈川県の方へ出張します。この費用6万円と、印刷製本費ということで、観光パンフレット1,000部、それからダイレクトメール折り込み用のパンフレット1,000部、合わせて13万5,000円で整備するものでございます。フォレストスタイル事業、県振興補助金100万円の交付決定による財源補正となっております。

8款1項1目土木総務費、補正額5万円。土木総務費で、参考図書代、書籍等購入費となっておりますが、橋梁仮設積算の本、それから災害復旧基本方針、それから災害査定の総合評価本、歩係表等を5万円で購入するもので、追加をするものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額1,939万4,000円。道路橋梁維持事業ということで972万3,000円追加。委託料で、村道黒川東白川線除草作業委託ということで、3.5キロの延長があるわけですが、両側の除草作業22万3,000円。使用料及び賃借料で、道路維持管理関係の機械借上料ということで、前期分の使用見込みから年度内を見込みますと100万円ほどの追加が要ということで追加するものでございます。工事請負費ですが、村道維持修繕工事ということで850万円、通学路の安全対策、減災対策の修繕費のほうで650万円、それから維持費のほうで5カ所ほどの予定になっておりますが200万、合わせて850万円となっております。社会資本整備総合交付金事業103万円の追加。杉林線の用地調査委託ということで、日向の桂川治彦さん下から安江庄吉さん宅横までの延長300メートルの用地の調査委託料でございます。道の駅管理費832万4,000円の追加。これは一番大きいのが急速充電器設置工事ですが、この電気料7万円、それから急速充電器通信料1万8,000円。導入しました設備の保険料ということで7,000円、委託料で急速充電器の保守委託料3万3,000円と、急速充電器設置の工事設計監理委託料で67万7,000円、委託料が合わせて71万円、それから工事請負費で751万9,000円となっております。その他の財源のところ、補助金と権利金合わせて594万2,000円となっております。防災安全交付金事業、31万7,000円の追加。南北橋の防護柵修繕工事で、対象外のガードレールの取りかえによる経費でございます。

8款3項1目住宅管理費、補正額61万5,000円。住宅管理費で、リフォーム住宅2号の退去に伴います内装修繕で41万5,000円と、突発的な修繕への対応ということで修繕費用20万円を追加するものでございます。

2 目住宅建設費、補正額104万3,000円の追加。村営住宅の単独建設事業と書いてございますが、定住促進住宅用の用地登記委託料20万円と、公有財産購入費ということで、村営住宅用地購入費84万3,000円となっております。面積が250平米となっております。財源のほうで、がんばる地域交付金933万5,000円を充当させていただきます。

10款 1 項 2 目事務局費、補正額11万9,000円の減。教育委員会事務局費で、職員手当と人件費の年度末までの見込みによりまして、期末手当、それから時間外勤務手当と共済費を追加し、児童手当及び子ども手当のほうで減額、差し引きで11万9,000円の減となっております。

23ページへ参りまして、小学校費の2. 教育振興費で補正額10万円。備品購入費で、教材費ということで、木組みのおもちゃ2組を、指定寄附金を活用して整備するものでございます。

中学校費、学校管理費で10万円追加。これも同じく指定寄附金を利用しまして、中学校のランチルームのエン台を整備するものでございます。

10款 4 項 1 目社会教育総務費、補正額60万円。文化財保護事業で60万円を追加するもので、報償費、委員の謝礼ということで、「写真で見る東白川村の今昔」の刷新、編集に携わりました方への謝礼3万円と、印刷製本費で500冊を56万7,000円と、これのPRに努めるということでチラシの折り込み料3,000円となっております。

同じく 2 目公民館費、補正額29万6,000円の追加。報償費で、エアロビクス、ヨガ、民踊等講師の謝礼で22万8,000円の追加と、駐車料金等ということで、お出かけ公民館講座等の駐車料金1万8,000円の追加。それから図書費ということで、指定寄附金をいただきました5万円で蔵書を図るもので、合わせて29万6,000円の追加となっております。

10款 5 項 1 目保健体育総務費、補正額12万5,000円の追加。備品購入費で、スポーツ教室の開催用にインドアペタンのセットを5セット、12万5,000円で整備するものと、2. 体育施設管理費で4万3,000円の追加、総合運動場のマイクの更新で4万3,000円を追加するものでございます。

25ページに参りまして、11款 2 項 1 目道路橋梁災害復旧費350万円の追加。前山泉の災害復旧工事実施設計による不足分として350万円を追加するもので、国の補助金233万4,000円と地方債で災害復旧債110万円を追加するものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第72号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,559万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月11日提出、東白川村長。

次のページに参りまして、第1表 歳入歳出予算補正、それと5ページのほうで歳入歳出補正予

算事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

9款1項1目一般会計繰入金、補正額が226万8,000円、これは平成25年度の保険基盤安定制度等の村の負担分確定により生じました追加の部分を一般会計から繰り入れするものでございます。

10款1項1目繰越金、補正額が27万1,000円、前年度繰越金でございます。

次のページへ参りまして、歳出、10款1項3目償還金、補正額が253万9,000円。これは前年度の交付金の精算返還金ということで、支払基金、国・県等へ返還するものでございます。

次のページに参りまして、議案第73号 平成26年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成26年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,399万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月11日提出、東白川村長。

2ページへ参りまして、ここの第1表の歳入歳出予算補正、並びに5ページの歳入歳出事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額が11万9,000円、介護給付費の国庫負担金の前年度精算金でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額が11万円。介護給付費交付金の前年度精算金として支払基金からの精算金でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額が3,000円、これも介護給付費県負担金の前年度精算金でございます。

7款1項1目繰越金、補正額が416万円。前年度繰越金でございます。

次へ参りまして、3. 歳出、4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額が298万円、これは前年度の保険料充当残の精算金を準備基金へ積み立てするというものでございます。

7款1項2目給付費償還金、補正額が57万8,000円、これも前年度の給付費精算による一般会計への返還金でございます。

3目交付金償還金、補正額が83万4,000円、これは地域支援事業の交付金の償還金ということで、国・県、支払基金、一般会計等への返還金でございます。

次へ参りまして、議案第74号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,346万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成26年9

月11日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただきまして、4ページの第2表 地方債補正を説明させていただきます。

起債の目的は、簡易水道事業でございます。変更後といたしまして、限度額が6,580万円ということと60万円の増額とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等については変更なしということで、省略をさせていただきます。

それから、6ページの簡易水道特別会計歳入歳出補正予算の事項別明細書を省略させていただきまして、8ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額が17万5,000円、前年度の繰越金でございます。

6款1項1目村債、これは補正額が60万円、簡易水道事業債でございます。

次に、3. 歳出、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、これにつきましては、地方債の簡易水道事業債を60万円充当いたしまして、一般財源を同じく60万円減額ということで財源補正を行っております。

それから、3款1項1目施設維持管理費、補正額が77万5,000円、これは施設維持管理費の修繕料ということで、柏本配水ポンプ場の圧力ポンプ制御盤の修繕を行うものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第75号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,073万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月11日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表と、5ページ、6ページの事項別明細書は省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

6款1項1目繰越金、前年度繰越金122万7,000円の追加。

8款1項1目指定寄附金、診療所指定寄附金、診療所の施設整備指定寄附金として3名の方から寄附金をいただいております。25万円の追加でございます。

続きまして8ページ、歳出、1款1項1目一般管理費、共済費1万7,000円の追加、職員1名分の共済金の追加でございます。11節需用費5万円につきましては、土曜診療の拡大に伴う関連の消耗品費として5万円追加させていただきました。12節の役務費5,000円追加、広告料と新聞折り込み代でございます。

続きまして、2款1項1目の一般管理費、職員手当等4万5,000円、これは児童手当及び子ども

手当ということで、若山医師の手当でございます。共済費21万6,000円追加、医療従事者の共済組合の負担金の追加でございます。7節の賃金71万2,000円の追加、これにつきましても土曜診療の拡充に伴い、臨時の看護師及び医師の追加でございます。

続きまして、2目の医療管理費、13節の委託料18万2,000円の追加です。ここにつきましては、ニチイ学館に受け付けを委託しておりますが、土曜診療にも受け付けをお願いするという事で追加でございます。

続きまして9ページ、3款1項1目の基金積立金。寄附をいただきました25万円について積み立てをするということで追加をさせていただきます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計歳出の積立金でありますけれども、総務費、総務管理費の一般管理費のところにありますふるさと思いやり基金の部分なんですけど、この報償費というのはここで補正で出されているわけなんですけど、これが認められるまではまだお返しがされていないという意味になるのかを、まず最初に質問したいと思います。

○議長（服田順次君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

報償費、ふるさと寄附金をいただいた方へのお礼でございますが、ことしの3月から新しいやり方で始めまして、当初予算へも盛り込んでおりましたが、予定を上回る寄附金をいただいたということで今回追加で補正をお願いするものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

何でそれを聞いてしまったかという、ほかにも今回ですと基金がありまして、積み立てのほうに入っていますが、この場合は報償費等のお返しがあるものではなくて、この部門だけがお返しが存在していて、予想以上にもらうと、そのたびに補正を組まなきゃいけないような方針から考えると、先ほど一般質問等でお答えいただいていたように、積極的にお返しをするということでしたら、もう少し目標値を高く持っていて、今回ですと不足分程度がここに上がっているわけですけど、せっかく村長が方針を掲げていますので、この段階で少し多目にとって、今年度の末までにはまだ半年以上あるわけですので、目標値設定をしていただくとよかったなあということも含めまし

て、実はもう1個別の点がありまして、この積立金ですけれども、これ満額積み立てになっていますが、34万円を特別財源とみなした場合ですと、もしかしたらこだわり分のように報償費を抜いた分を積み立てていく形のほうが、今後どんどん寄附金が上がっていったときに、一般財源に対する財政を圧迫しているような錯覚を一般住民に与えがちではないかと思うので、例えば先ほど村長が5割ぐらい戻そうよと言ってみえましたので、5割を戻していくと、寄附金が上がれば上がるほど一般財源の支出が上がっていくような錯覚に陥りがちですので、特別財源として半額を積み立てていくようにすれば、もらった分だけ丸ごと村民が得して、得するという言葉はちょっと語弊があるかもしれませんが、村民のお金を使わないで受け取っていただけるようにならないかと。

ただのイメージの操作になりますけれども、その辺のお考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

新しく還元率を上げるということについては、これからまだ検討は必要ですが、寄附金の趣旨としましては指定寄附でいただいております、例えば子育てに対して使ってくださいとかいうことでいただいておりますので、その財源を報償費に充てるのはちょっと筋違いということで、意味はよくわかるんですが、ちょっと整理的には難しいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

そうしましたら、先ほど村長がおっしゃっていましたように、村の産物を売るという方向で行きたいみたいなことを言ってみえますので、この支出をここじゃなくて商工費の振興費のほうにもし移していただくと、その辺がすっきりしていくんじゃないかと思いますので、その辺も質問という形で伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

確かに、私の方針としては50%ぐらいまで返す、これは地場産業を振興したいという思いですので、おっしゃる意味はよくわかります。一度検討します。

予算編成の都合上、財政的な縛りがあるといけませんが、多分大丈夫だと思いますので、そのような方向で、これは活性化策にこれだけ使っておるということがよくわかるように、村民の皆さん方にもこれだけいただいたけどこれだけ返して、これだけ地場産品が売れたよと、はっきりトータルでわかっていくような方法をとっていきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 樋口春市君。

○4 番（樋口春市君）

一般会計の21ページの道の駅の高速充電の件でございますけれども、この高速充電が設置されても、村内ではこの利用される方は見えないと思いますけれども、これは道の駅に高速充電ができたよというような村外に向けてのPR等もお考えになっておるのかどうか。これが8年か10年後には、全て村が維持管理をしていかなければならないということになると思いますけれども、その点についてもどのようにお考えになっておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

自然エネルギーの国策ということで、電気自動車の普及ということで国がこういうことをやられていることで、これに乗っていわゆるネットワークをつくりたいということです、これに協力をしていくという形でございます。

将来的なことはちょっとわかりませんが、更新する時期とか、それから機械の老朽化によって新たにふやさなあかんとか、いろいろあるかと思いますが、基本的には国策に沿った路線で道の駅のネットワークをつくっていくという観点で、協力してまいりたいというふうには思っております。

もちろんPRについても、道の駅のPRとあわせて国土交通省のほうもやっていかれるでしょうし、村内でも何か情報発信する機会があれば、ここにできたよという形で発信をしてまいりたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

4 番 樋口春市君。

○4 番（樋口春市君）

ぜひとも村としてもPRをしていただいて、一人でも多くの方にこの村へ来ていただけるような努力を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

一般会計16ページの衛生費、保健衛生費のところ、これはちょっと僕が、思いの中に研修等を受け入れることによって村の一時的な人口をふやしていきたいという思いがある中でこの会計についての質問なんですけど、今回の当初の受け入れるときの費用として、予想していたよりも40万

少ししかもらえなかったということになっているので、こういうことが今後も起こり得てくると、結構いっつもりで受け入れたら、知らないうちに一般財源のほうが食い込んでいったりするとちょっと危険なんで質問するわけですけど、財源としての40万ほどがなくなっている段階で、支出との連動の中で、特に40万円来なくなっちゃったから村が大きく負担がふえてしまったのか、特に収入がなかったからといって、負担に対しては余り関係なかったのかもちょっと御返事をいただきたいんですが。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

これは26年度当初予算の策定の段階で、大変申しわけないですけど、事務方の見積もり誤りというような結果が招いたところでございます。

3グループに分かれて日本保健医療大学から研修に来ますが、研修の期間を、当初聞いたのと実際に行う期間が短かったのも、その分が入ってこなかったということで、結果的には、その分は一般会計で充てさせていただくような結果になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ちょっと今、明確な答えじゃなかった、実質、預け入れ期間も短くなっているということなので、負担も連動して減ったという意味に捉えてよろしいでしょうか。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

そのとおりでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計、農林水産費の林業費のところ、先ほどベイローダー等の購入に際しまして2分の1補助というのをやっていますが、せんだって追資という形で300万円ほど組合に追資した経緯がありますが、その金額とこういうときに出てくる補助金の比率というのがいま一つ納得できないところがあって、あれほど慎重に300万の追資の話をされて、よしと言った割には、こんなところで補正で、幾ら半額とはいえ500万なんていう数字が出てきてしまうあたり、一体全体どういう基準でもって何を幾らやるというのをお考えかというのを、お考えという意味でちょっと伺いた

いんですが。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 樋口章久君。

○産業建設課長（樋口章久君）

先ほど説明がありました森林組合のベイローダー購入費、それから林内作業車の購入費でございますけれども、林業振興補助金交付規則のほうで、林業振興対策補助という項目がございます、そちらのほうで補助をさせていただくという形になります。

ベイローダーにつきましてはホイール式の作業車でして、大変間伐材の搬出がふえたということで、土場の冬場の作業もふえました。ただ、フォークリフトですと大変雪の場合に滑ってしまって、土場から村道へ上がる坂、それから事務所の横の坂も大変危ないということで、そういった意味で四輪駆動の作業車を1つ欲しいというものでした。

先ほど説明の中にありましたように、アタッチメントをかえることによってフォークリフトにもなりますし、すくうこともできる、それから除雪ということもできますので、当然場内の除雪も行っていただきますし、村道の除雪もお願いしたい。その中には、子供たちが通学します魚戸線の除雪もしたいということを考えております。

それから、もう1つの林内作業車につきましても、同じように林業振興対策補助金のほうで措置するというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

僕の質問が悪かったなあと、わかりました。

もともとある事業にのっとって、機械的にと言うと言葉が変ですけど、既にそういう支援事業が存在していて、それに基づいて支出されているという説明でしたので、できれば最初の説明のときにそこまでおっしゃっていただくと、うっかり間違えて追加質問を入れないで済むと思いますので、その点は謝ります。

ただし、これは金額について、今森林組合等に何百万程度でどんどん補助金が出ているということと考えますと、先ほども一般質問の中でもちょっと述べさせていただきました、それ以外の林業者に対する直接何か補助していく金額というのを、実は先ほどこそっと言っています「木の駅プロジェクト」なんかは、やってみえるところの数字を見ますと、年間で二、三百万の補助で大体プロジェクトが成り立っているところが多いようなので、今後ぜひ金額のバランスを一森林組合だけではなく、一般の森林事業者に対しても同じような補助が出ているようなイメージがとれるような今後の施策をぜひお願いしたいと思いますので、これは質問という形でもいいのかな。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほどの質問の補足になりますけど、森林組合の出資については、森林組合の財務体質を強化して中核森林組合に格上げがされたいという要望がたしかあって、2年間にわたって増資をしたという形で、今度の補助金とはちょっと区分して考えております。

それから、林業者への助成の考え方についてですが、バイローダーは地上で使うものでございますけれども、林内作業車というのは、森林組合以外の一般で林業をやってみえる方々が、なかなか自分では設備投資ができないので、これを直接林業者に補助すればいいという考え方もあったわけですが、管理のこととか、それから補助金の適正化のことを考えて、森林組合で整備をしていただいて、山の搬出作業等をやってみえる方々がこれを使われるという形になってまいりますので、先ほど来答弁したとおり、林業者に対する支援、農業に対する支援はこの前の補正で補助金を、土地改良のほうですね。やるということを出しておったわけですが、あの時点ではまだ林業のほうからはこういった要望がなかったわけで、今回、2つの機械の要望が出てきましたので日宇いう形にさせていただきました。

ただ、補正で対応するということになりますと、私どもも適正な財源を充てるということが窮屈になってまいりますので、森林組合さんにはできる限り当初予算編成の段階で計画的な要望というか、機械設備の配備についての事業計画をお示しをいただくようにお話ししたところであります。以上です。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 今井美和さん。

○1 番（今井美和君）

一般会計の22ページ、住宅管理費のところなんですけど、61万5,000円、修繕料としてなっているんですけど、これは何件分の修繕料ですか。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

先ほどの土木費の住宅修繕費でございますけれども、まず1つは退去に伴う原状回復のための修繕費が1件と、あとの20万につきましては、今後、突発的な発生が予想されるような修繕に充てるということで、そういう名目で上げさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和さん。

○1 番（今井美和君）

退去1件はわかりますが、この施設修繕料というのは、まだ使わないけれども、とっておくという事でいいんですか。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

4月以降、修繕費がいろいろと執行しておりまして、現在その残額がないということで、早急な対応をするために予算を組ませていただいたという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和さん。

○1番（今井美和君）

村の住宅を出たり入ったりするのは、あると予想してもいいことなので、出たり入ったりするたびに補正が組まれるということでもいいんでしょうか。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

定期的には入退去がございますけれども、前もって話をしていただけるというケースも多くありませんので、そういったことの対応による修繕費の発生というものは当初から組んでおりませんので、補正の対応ということでお願いをさせていただいております。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今の関連でお伺いしたいんですが、村の住宅というのは、普通の不動産でいう礼金・敷金ですよね。退去するときの修繕費用、クロスの張りかえ費用であるとか、通常使用で次の人に渡すときにお金がかかるものは本人負担ということですよ。

この修繕費用というのは、何か施設として不十分だから直してあげるといふあれでなしに、そういった通常の使用によっても、出入りのときに要るものに村がほとんど出しているという考え方なのか、入居者の方の負担も当然あるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

村営住宅に入居されてみえる方が退去される場合におきましては、経年劣化によります通常の住居の使用に伴う修繕につきましては村が負担をいたしますし、それ以外の入居者の方の責に帰する

ような修繕については個人の負担をお願いしておるとい、2通りでお願いをしております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

国保診療所の特別会計の2款1項医業費というところで、週2回、1時間診療所をあけておったものを、1日あけることによって看護師の賃金、臨時医師の賃金というものがふえたかと思うんですが、これは6月の質問のときに、4回は無理かもしれんけど、2回になるかもしれんけど土曜日の診療も進めていきたいというお話があったと思うんですが、これは2回という確定の上でこれだけ今年度ふえるであろうという見込みなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

現在、土曜診療は月に2回ということで、1時間に限ってということでやっております。

ここにつきましては、看護師は対応しないで、医師が全て施錠をしたり受け付けをしたりというような業務をやっておりますが、それについては当初予算に手当は見えてあります。

今回の追加補正につきましては、方針はまだ決まっておりますけど、一応12月18日の土曜日から土曜診療の拡充ということで、8時45分から11時半までの受け付けで、その前後にあわせて診療をするというような方針をやります。

それで、実をいいますと、きょう県の医療振興課の担当の職員と、今度中核の支援病院に指定されます木沢病院との協議を今やっておるところで、新しい県の基金制度を使って地域医療の連携政策ということで、うちの病院を対象にモデル事業をこれからやっていこうと、その中の医師の派遣を今調整しておるところです。

これがうまくいきました場合は、毎週土曜日を診療ということで、その2日については木沢病院からの応援の医師を頼むということで、ここに臨時医師の賃金を充てさせていただくということがあります。

きょうちょうど協議ですので、協議が終わってからということで、今後の方針がまだ決まっておりますが、とりあえずは今の常勤医師2名の月に2回の土曜日の診療をこれから引き続きやっていますが、時間は先ほど言いましたように8時半過ぎから12時ごろまでの診療ということで、延長した診察を行う予定でございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第75号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第75号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第24、議案第76号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第76号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年9月11日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、平成26年度簡易水道機器更新工事。2. 契約の方法、随意契約。3. 契約の金額（変更前）8,445万6,000円、（変更後）9,532万6,200円。4. 契約の相手方、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社岐阜営業所、所長 松下健一。5. 工事の場所、東白川村越原地内。

内容につきましては、議案説明資料の最後のページを見ていただきたいと思います。

工事内容の概要につきましては、入札差金により、機器更新の翌年度の施行分を一部前倒しして施行し、早期完成を目指すということで、前倒しの内容といたしましては、穴沢配水池の水位計が2台、電源用避雷器1台、信号用避雷器1台、また黒淵配水池の流量計が1台、以上の工種を増嵩するということで変更させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 今井美道君。

○2 番（今井美道君）

こちらの説明書のほうに入札差金によりということが書いてあるんですが、当初、随意契約ということで、予定しておったよりかなり安く済んだのもうちょっとやろうかということで、1,100万円ぐらい、またここでプラスになっているということなんですが、差金プラス1,100万円あったことによって、ふやすことによってどれだけメリットが今回の入札の変更についてあったかという点についてお伺いしたいです。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

増額変更によりますメリットということでございますけれども、この計画はことしから4年間の期間におきまして、大明神水源系統の施設の機器更新を行っております。

今年度の当初予算内で、入札差金ということで発生しております。この金額は、与えられております事業費の中で消化をするということからいいますと、入札差金を使って次年度分の工種を前倒しで施行できるということは、早期完成がされるということにおいて、予算的、人的な手間が省けるというメリットがあると考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

2 番 今井美道君。

○2 番（今井美道君）

その差金プラス1,100万追加の、ここまで目標としてやりたいなということに対しては、中途半端ということは、差金分だけという工事ではできないのでこれだけふえたという考え方でよろしいわけですかね。この差金分だけを前もって先行でやるということではなくて、そこからまたこの追加が出ている分について、そこまでやるにはこれだけ追加しないといけないよと。安く済んだのでいいよということではないということですけど。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

安く済むということもございますけれども、それだけ当初の予算で事業量がふえたということで、メリットがあるというふうに考えております。

また、入札差金が出たということは、その請負率といったことでも、設計額に対して経済的にできるというメリットもあわせまして、当初の予算で事業量がふえるということで利益があるというふうに感じております。

○議長（服田順次君）

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

この簡易水道の事業は、当初予算がまずどれだけかあって、今ここは随契になっていますけれども、指名競争入札で入札を行いました。そのときに安く入札ができたので、そのときの当初予算とのまだ差額があります。当初予算のほうには、国庫補助金のほうもその額についておりますので、今国庫補助金の内示のあるうちにできるだけ済ませておいたほうが得だろうというので、次年度は次年度で行ったときに果たして国庫補助金がそこまでつくかということまだ不確定ですので、今のうちにやったほうがいいんじゃないかというような見解でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

よくわかりました。

私たちも前倒しすることが本当にいいのかどうか、その判断を今迷っておって、本当に安くできるのか。また今度競争入札にした場合にはもっと安くできるか、もっと安くなるのか、そういうことも含めて行政は判断して、今参事の答弁は、そういう意味では妥当な判断のもとに下したということと理解をしております。わかりました。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第76号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎同意第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第25、同意第10号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議

題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第10号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成26年9月11日提出、東白川村長。

記、氏名、安江千章、生年月日、昭和〇年〇月〇日生まれ、住所、東白川村〇〇番地。

本件は、5名の教育委員において、うち1名の任期が本年9月30日に満了いたしますので、次の任期における教育委員の任命につき同意をお願いするものであります。

越原陰地の安江千章氏は、平成14年より現在まで3期12年にわたって教育委員をお務めいただき、また平成18年からは教育委員長として御尽力をいただいております。次の任期も引き続きお願いしたいというものです。

御承知のように、国による教育委員会制度の改革が行われる時期でもありますので、経験豊かな方をお願いする必要があるとともに、安江千章さんは教育の重要性を深く認識され、積極的な教育委員活動を推進され、村内外の教育関係者の信望も厚く、適任者でございます。御本人の内諾も得ておりますので、御同意くださるようお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第10号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第10号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 3 時 32 分 休憩

午後 4 時 00 分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎請願第 1 号について（提案説明・委員会付託）

○議長（服田順次君）

日程第 26、請願第 1 号 特別養護老人ホームと付帯設備の建設についての請願を議題とし、請願の委員会付託を行います。

本件について、朗読と説明を行います。

総務常任委員長 安江祐策君。

○総務常任委員長（安江祐策君）

それでは、お手元に配付しております請願文書表をごらんいただきたいと思います。

請願第 1 号 特別養護老人ホームと付帯設備の建設についての請願。請願者、東白川村老人クラブ連合会。紹介議員、安江祐策。平成 26 年 2 月 20 日。

請願趣旨。

東白川村は病院のある村として村民の健康維持と医療ニーズに应运てきました。全国的な医師不足や医療体制の変革などにより、診療所となりましたが、急激に進んだ少子・高齢化に伴う高齢者介護に対応すべく、地域医療センターの機能強化により対応を図り、ほぼ村民のニーズに应运ています。

しかし、今後予想される東白川村の人口構成は、労働人口の大幅な減少が予測される一方、高齢者人口は現状を維持すると推測されます。平成 26 年 1 月末で、要支援・要介護認定者数は 190 人、居宅介護サービス受給者は 120 人となっています。また、65 歳以上の独居世帯数は 127 世帯、一方が 75 歳以上の高齢者である高齢者のみの世帯も 217 世帯あり、全体の 3 割を占めています。

高齢者比率は県内のトップクラスになっており、包括支援センターによる健康指導、デイサービスなどの介護支援、在宅介護支援などで対応していますが、東白川村の介護環境は限界に近づいているのではないのでしょうか。

現在、在宅介護ができなくなった要介護高齢者は、要介護 3 以上の高齢者や療養を必要とする高齢者の受け入れ施設として、老人保健施設 14 名とせせらぎ荘 4 名で利用をされていますが、これ以外の 30 名は村外の施設で老後を過ごされています。

このように、在宅介護に対する東白川村のケアは、おおむね住民の要望を満たしているのですが、在宅介護が困難になったときの対応は、他町村の施設に頼っているのが現状です。その上、頼るべき施設選択も希望どおりにならないばかりか、施設によっては待機者があり、慢性的な入所困難状態となっています。

村の高齢者は「住みなれた村で、苦楽をともに過ごした仲間とともに生涯を過ごしたい」と望んでいますが、一たび要介護状態になったとき、行き先はどこの市町村施設になるのかわからないのが現状です。財政力のない自治体だからとこの問題を先延ばしできる状況ではないことを真摯に受けとめ、東白川村の高齢者の要望である村営特別養護老人ホームに英断をお願いしたく、以下を申請いたします。

記１．住みなれた東白川村で、仲間とともに過ごせる「ついの住みか」として、特別養護老人ホームの建設をお願いいたします。

２．建設に当たって、特別養護老人ホームはユニット型個室タイプが主流ですが、高齢者夫婦のどちらかが倒れて要介護状態になったとき、希望すれば元気な配偶者も一緒に入居できる施設も考慮されたい。

３．ホーム入所者と元気な高齢者組織との交流を図るサロンの併設、ホームの食材確保を兼ねた野菜畑の併設など、高齢者自身の健康維持を兼ね備えた介護施設づくりを考慮されたい。以上です。

続きまして、紹介議員という立場で、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

この請願にある特別養護老人ホームの建設を望む声は、議会でも昨年９月議会と１２月議会に２人の議員から一般質問で提言されたとおり、東白川村の課題となっております。

私ごとになりますが、私の親も、現在、美濃加茂市の特別養護老人ホームを利用しておりますし、お世話になっております。少しでも近くにあればという気持ちを持っておりますが、こうした施設がこの村にあるかないかといえ、あつたほうが良いということをおもっております。

請願趣旨にあるとおり、東白川村はこれから今以上に労働人口が減り、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯の割合がふえてまいります。人口減に対する施策、農林業、商工業等産業に対する施策、防災に対する施策等、今東白川村が取り組んでいかなければならないことは多くありますが、村を形成する村民の高齢者の割合を考えると、この請願の趣旨は議会で論議することに値すると思ひ、今回、紹介議員として名前を掲載させていただきました。

このような観点から、議員の皆さん方の御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいま議題としてあります請願第１号につきましては、９月４日の議会運営委員会において、総務常任委員会にその審査を付託することとの決定をいただきました。

お諮りします。この請願については、総務常任委員に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第１号は、総務常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午後４時０７分 休憩

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎認定第 1 号から認定第 7 号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第27、認定第 1 号 平成25年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第33、認定第 7 号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 7 件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

認定第 1 号 平成25年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成25年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成26年 9 月11日提出、東白川村長。

認定第 2 号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成26年 9 月11日提出、東白川村長。

認定第 3 号 平成25年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成26年 9 月11日提出、東白川村長。

認定第 4 号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成26年 9 月11日提出、東白川村長。

認定第 5 号 平成25年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成26年 9 月11日提出、東白川村長。

認定第 6 号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成26年 9 月11日提出、東白川村長。

認定第 7 号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成26年 9 月11日提出、東白川村長。

議案の朗読は以上でございます。

続いて、決算の説明をさせていただきます。

平成25年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に平成25年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定議案を提出し、平成25年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

平成24年12月に行われた衆議院議員総選挙の結果、政権交代が行われ、第2次安倍内閣が誕生し、平成25年度政府予算は、東日本大震災からの復興の加速と、老朽化した社会インフラ対策による国土強靱化の推進や、平成24年度補正予算と平成25年度予算を合わせた15カ月予算による切れ目のない経済対策の実行などが打ち出されました。

東白川村でも、平成25年度当初予算と前年度からの繰越事業等により、橋梁や道路、簡易水道施設などの社会インフラの更新や整備を順次行ってまいりました。

しかし、平成26年4月からの消費税増税に向けて、木造建築の受注が増加したものの、木材価格の低価での推移や、凍霜害等による白川茶の価格低迷は、農林家にとっては厳しい年でありました。

東白川村の財政では、実質公債費比率は10.9%まで改善できましたし、新たに社会福祉医療施設等整備基金を設置し2億円を積みことができました。前村長様の御努力、議員の皆様の御協力のたまものと感謝申し上げます。

また、平成25年度は、幸いにも大きな災害もなく、各種事業が執行できましたことにつきまして、議員の皆様を初め村民各位の多大なる御尽力に感謝申し上げ、以下、決算について、その大要を申し述べます。

第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	30億4,836万2,797円						
		同		歳出総額	23億4,340万4,838円						
		同		差引残額	7億495万7,959円						
国	民	健	康	保	険	特	別	会	計	歳入総額	3億6,031万752円
				同				歳出総額	3億1,671万3,070円		
				同				差引残額	4,359万7,682円		
介	護	保	険	特	別	会	計	歳入総額	2億9,780万9,370円		
				同				歳出総額	2億8,623万2,140円		
				同				差引残額	1,157万7,230円		
簡	易	水	道	特	別	会	計	歳入総額	2億5,796万61円		
				同				歳出総額	2億5,060万8,325円		
				同				差引残額	735万1,736円		
下	水	道	特	別	会	計	歳入総額	2,269万4,434円			
				同				歳出総額	2,100万3,110円		
				同				差引残額	169万1,324円		
国	保	診	療	所	特	別	会	計	歳入総額	3億2,397万9,269円	

同	歳出総額	2億6,376万511円
同	差引残額	6,021万8,758円
後期高齢者医療特別会計	歳入総額	3,654万4,950円
同	歳出総額	3,381万736円
同	差引残額	273万4,214円
特別会計合計	歳入総額	12億9,929万8,836円
同	歳出総額	11億7,252万7,892円
同	差引残額	1億2,717万944円
総額	歳入総額	43億4,766万1,633円
同	歳出総額	35億1,553万2,730円
同	差引残額	8億3,212万8,903円

第2 一般会計

平成25年度予算は、年度途中の補正や繰越事業を加えた最終予算総額が23億9,582万1,000円で、前年度より5.7%増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残高から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、7億486万5,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税は、村民税個人分の所得割や固定資産税の償却資産が増収となったことで、前年度より多い2億355万8,000円となっております。また、収入未済額は1,261万2,000円となり、固定資産税などで徴収が見込めない滞納について不納欠損を実施したこともあり、前年より減少しましたが、滞納整理につきましては、鋭意努力いたしております。

財産収入は、前年度より925万円増となりましたが、これはふるさと基金出資金が756万円返還されたことや、財産貸付収入が増加したためです。

繰入金は、前年度より252万円減となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金からの繰り入れが減ったためです。

使用料及び手数料は、前年度より225万1,000円減となりましたが、これは主にCATV使用料やインターネット利用料が減ったためです。

分担金及び負担金は、前年度より267万4,000円減となりましたが、これは主に土地改良施設修繕負担金が減ったためです。

寄附金は、前年度より245万円増となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金指定寄附金が増加したためです。

また、繰越金は、前年度より1億4,110万1,000円増となっています。

自主財源の総額は、諸収入を含め11億6,483万1,000円で、歳入総額の38.2%を占め、前年度より15.6%増となりました。

次に依存財源に注目してみますと、歳入全体の44.1%を占めます地方交付税は、臨時費目の地域

の元気づくり推進費が新たに追加されましたが、個別算定経費で単位費用が減額に見直しされたことから、前年度より2,896万4,000円減となりました。また、特別交付税も東日本大震災支援へ重点配分されたため、前年度より900万円ほど減額となっております。

地方譲与税や各種交付金は、前年度より221万7,000円減となりましたが、これは株式等譲渡所得割交付金等で増加したものの、地方譲与税や自動車取得税交付金が減額となったことによるもので、景気の低迷が影響していると考えられます。

国庫支出金は、前年度より3,673万3,000円減となりましたが、これは災害復旧費国庫負担金や次世代育成支援対策交付金などが減額となったことによるものです。

県支出金は、前年度より3,433万2,000円増となりましたが、これは主に地積調査負担金などの増加によるものです。

村債は、前年度より3,500万円減となりましたが、これは主に災害復旧事業債や過疎対策事業債のハード事業分の起債の減額によるものです。

依存財源の総額は18億8,353万2,000円で、歳入総額の61.8%を占め、前年度より3.5%減となりました。

次に歳出では、決算総額23億4,340万5,000円で、前年度より8.9%増となりました。

このうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費を初め3科目とも増加したため、全体で前年度より0.7%増となりました。

繰出金は、前年度より21.8%増となりましたが、これは簡易水道特別会計や国保診療所特別会計への施設維持補修及び機器更新に係る繰り出しや、国民健康保険特別会計への法定外繰り出しを行ったためです。

投資的経費は、前年度より0.9%減となりましたが、これは災害復旧費の減額によるものです。

積立金、投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、前年度より64.2%増となりましたが、これは主に新たに設置した社会福祉医療施設等整備基金へ2億円の積み立てを行ったほか、各基金へ利子相当分の積み立てを行ったためです。

以上が一般会計の決算概要です。

第3 国民健康保険特別会計

決算収支では、歳入歳出差引残額は4,359万8,000円となっております。

歳入では、前年度より1,295万5,000円増となりましたが、これは国庫支出金と繰越金で4,380万5,000円減となりましたが、前期高齢者交付金が5,924万9,000円増となったためです。

また、繰入金は、平成24年度に基金から3,000万円繰り入れましたが、平成25年度は今後の資金繰りの悪化を見越して、一般会計から法定外繰り入れとして3,000万円を繰り入れています。なおこの資金については、5年後をめぐに一般会計へ返還する予定としております。

保険税収納率は、現年度分は97.0%で、前年度より1.2ポイント改善し、過年度分につきましても15.4%で、3.9ポイント改善しております。この滞納整理につきましても、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の63.9%を占める保険給付費は2億276万円で、前年度より8.0%減となったほか、共同事業拠出金も483万3,000円減となりました。

歳出予算額は、前年度より1,712万4,000円少ない3億1,671万3,000円となりました。

第4 介護保険特別会計

要介護、要支援認定者数は、平成25年度末で188人となり、前年度より17人増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,157万7,000円となっております。

歳出全体の94.2%を占める保険給付費は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の増加により2億6,942万8,000円となり、前年度より18.3%増となりました。

歳出決算額は、基金積立金等が減少したものの、保険給付費等が増加したため、前年度より4,075万6,000円多い2億8,623万2,000円となりました。

第5 簡易水道特別会計

平成24年度に4年間にわたる大明神水源系統の簡易水道施設更新計画を策定し、平成25年度はその実施初年度として、大明神浄水場の各種電気計装機器並びにセンサー類の更新を行いました。また、曲坂浄水場では前処理機のろ材の入れかえを行ったほか、大明神低区配水池と中通圧力調整池の流量計接地抵抗改善工事や陰地配水池と上親田配水池のフロート弁の更新を行う等、施設の維持管理に努め、安全で清浄な水野供給に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は735万2,000円となっております。

歳出決算額は、簡易水道事業費の増加で、前年度より9,675万5,000円多い2億5,060万8,000円となりました。

第6 下水道特別会計

本会計では、宮代・平西・平東・平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行いました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は169万1,000円となっております。

歳出決算額は、総務管理の増加で、前年度より6万1,000円多い2,100万3,000円となりました。

第7 国保診療所特別会計

本会計は、病院会計から移行して6年目で、診療所化に伴い、収支の改善を図る目的で取り組んできました看護師研修は、引き続き1名を派遣し平成25年度をもって終了いたしました。また、療養病床から老人保健施設へ転換して4年目で、介護報酬収入等の改善と施設の安定した運営に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は6,021万8,000円となっております。

歳入では、外来収益と老人保健施設収益等の診療収入は、全体の50.4%を占める1億6,355万3,000円で、前年度より1,642万3,000円減となり、一般会計からの繰入金は、胃カメラ機器の更新等に係る過疎対策事業債分を含めて7,580万円で、前年度より1,350万円減となりました。

歳入決算額は、前年度より462万1,000円少ない3億2,397万9,000円となりました。

歳出では、全体の64.2%を占める給与費は1億6,947万5,000円で、前年度より0.3%増となり、整備事業費は、老朽化した胃カメラ装置を955万円で更新し、超音波腫骨測定装置を139万7,000円

で新たに整備して健診設備の充実に努めたほか、施設の修繕等を行い、前年度より4.1%増の1,418万3,000円となりました。

歳出決算額は、総務費並びに医業費とも減少したため、前年度より593万9,000円少ない2億6,376万1,000円となりました。

第8 後期高齢者医療特別会計

本会計は、平成20年4月にスタートしてから6年が経過しました。平成25年度末受給者数は、前年度末より19人減り、626人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は273万4,000円となっております。

歳出決算額は、総務費及び諸支出金で減少したものの、広域連合納付金が増加したため、前年度より30万3,000円多い3,381万1,000円となりました。

第9 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、財政健全化法による4つの指標の改善に留意して運営した結果、実質公債費比率は10.9%となり、算出が始まった平成18年度以来、年々改善しています。

将来、社会福祉施設、医療施設の整備拡充を図る施設整備資金に充てるため、社会福祉医療施設等整備基金を新たに設置し、2億円を積み立てました。

以下、各課別に報告してまいりますと、総務課では、防災対策として防災行政無線のデジタル化基本設計業務委託や、河川監視装置設置工事及び防災組織育成事業により発電機や防災倉庫を整備したほか、衛星携帯電話を整備し防災体制の強化に努めました。また、情報通信基盤管理運営協議会の中間答申に基づき、CATVセンター設備の充実に努めました。

日本で最も美しい村推進事業は3年目を迎え、遊歩道の開設工事やフォトコンテストの実施、村内老朽看板や案内標識の確認作業などを実施して、美しい村の普及推進に努めました。

また、第5次総合計画の策定に着手し、平成25年度は満足度・重要度調査を実施して、基本構想や基本計画の原案策定を行いました。

村民課では、滞納額の増加防止に努めるとともに、債権等の差し押さえを行い、徴収率の向上に努力をいたしました。また、土地の現況を把握し、課税情報の公平性或客観性を高めるとともに、業務の正確化や効率化を図るため、公図デジタル化地番図作成業務に取りかかりました。

産業建設課では、農業振興で元気な農業産地構造改革支援事業により美濃白川夏秋トマト部会の雨よけハウス施設整備への補助を行い、耕作放棄地対策事業では、奨励補助金を10アール当たり1万5,000円に引き上げ、59件に対し522万5,000円を交付しました。

中山間地域等直接支払制度は3期対策の4年目となり、直接支払交付金額は約2,245万円となりました。

畜産振興では、畜産プラント設備整備に補助しました。

林業振興では、平成24年度に引き続き森林組合の出資を行いました。また、団地へ森林整備地域

活動支援交付金を970万円交付し、施設整備では製材組合のグレーディングマシン導入について補助を行いました。

商工振興では、商工会が実施したプレミアム付つちのこ商品券発行事業に対する支援や経営改善支援、各種イベント支援を継続して実施しました。フォレストスタイル事業は、平成25年度は工務店持ち込みを含めて29件で、7億331万円の契約となりました。また、国の制度を利用して地域おこし協力隊事業も始めました。

村土保全維持関係では、地籍調査事業を親田地区及び黒淵地区を中心に実施し、進捗率は28.1%となりました。また、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金を活用した岩倉橋修繕工事や中川原公園駐車場整備、村道路面修繕工事等を行い、急傾斜地崩壊対策事業も前年度に引き続き実施しました。

教育委員会では、高校生通学支援充実のために自宅から高等学校へ通学する生徒を支援するほか、下宿やアパート、寮から通う自宅外通学者にも支援を拡充し、保護者に対し補助金を交付しました。また、今後の村の教育のあるべき姿を明示し、安定した教育の推進を図るため、東白川村教育ビジョンを策定しました。また、社会教育のさらなる振興を図るため、教育委員会事務局職員1名に社会教育主事を取得させました。

地域医療センターでは、高齢者や障害者等対策事業及び各種健診事業を行いました。また、将来の福祉医療等施設整備に備えて基金積み立てを行いました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め、国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体、並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあると深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げ、決算説明といたします。

平成26年9月11日、東白川村長。以上でございます。

○議長（服田順次君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

それでは、別冊の平成25年度東白川村決算書を説明させていただきます。資料のほうをごらんください。

2ページでございます。

平成25年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款村税、予算現額 1 億9,000万円、調定額 2 億1,630万4,561円、収入済額 2 億355万8,338円、不納欠損額13万4,298円、収入未済額1,261万1,925円、予算現額と収入済額との比較 1,355万8,338円でございます。

以下、款の収入済額を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 款地方譲与税、収入済額2,745万2,000円。

3 款利子割交付金54万5,000円。

4 款配当割交付金74万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金118万8,000円。

6 款地方消費税交付金2,401万4,000円。

7 款自動車取得税交付金866万9,000円。

8 款地方特例交付金75万9,000円。

4 ページでございます。9 款地方交付税13億4,442万7,000円。

11款分担金及び負担金1,137万1,755円。

12款使用料及び手数料6,818万638円。

13款国庫支出金 1 億2,160万5,632円。

14款県支出金 1 億5,493万1,144円。

15款財産収入2,591万3,933円でございます。

次のページでございます。16款寄附金456万4,846円。

17款繰入金220万4,181円。

18款繰越金 8 億763万2,662円。

19款諸収入4,140万4,668円。

20款村債 1 億9,920万円。

歳入合計でございます。予算現額が23億9,582万1,000円、調定額30億6,772万2,580円、収入済額30億4,836万2,797円、不納欠損額13万4,298円、収入未済額1,922万5,485円、予算現額と収入済額との比較 6 億5,254万1,797円でございます。

一般会計、歳出でございます。

1 款議会費、予算現額3,701万8,000円、支出済額3,598万3,922円、翌年度繰越額はゼロでございます。不用額が103万4,078円、予算現額と支出済額との比較103万4,078円でございます。

以下、款の支出済額を説明させていただきますのでお願いいたします。

2 款総務費、支出済額 3 億6,000万5,928円。

3 款民生費 4 億303万920円。

4 款衛生費 5 億3,823万7,254円。

7 款商工費8,382万6,694円。

8 款土木費 2 億2,967万6,737円。

9 款消防費8,505万3,762円。

10款教育費 1 億2,390万1,247円。

11款災害復旧費334万7,400円。

12款公債費 2 億8,045万2,389円。

14款予備費ゼロでございます。

歳出合計額でございます。予算現額が23億9,582万1,000円、支出済額が23億4,340万4,838円、翌年度繰越額が327万3,000円、不用額が4,914万3,162円、予算現額と支出済額との比較が5,241万

6,162円となっております。

欄外に行っていただきまして、歳入歳出差引残額 7 億 495 万 7,959 円でございます。うち基金繰入額が 2 億円でございます。この 2 億円につきましては、初めて繰り入れさせていただいたもので、地方自治法第 233 条 2 の規定によりまして、財政調整基金へ議会の議決を経ずに、条例によりまして積み立てをさせていただいたものでございます。したがって、その差額 5 億 495 万 7,000 円が 26 年度に繰り越す金額となります。

平成 26 年 9 月 11 日提出、東白川村長。

12 ページにつきましては、事務の手の流れを示したものでございます。

一番上には差引残額、繰入額がございまして、8 月 4 日に会計管理者から村長のほうに決算の関係資料を御報告させていただいています。そして、8 月 20 日に監査委員の審査に付して、翌日の 21 日に監査委員のほうから、監査が正確である旨の報告をいただいておりますという流れでございます。

続きまして、特別会計でございます。

14 ページでございます。ここからは款の収入済額、または支出済額を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成 25 年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款国民健康保険税、収入済額 6,845 万 8,764 円でございます。

2 款使用料及び手数料 3 万 800 円。

3 款国庫支出金 6,349 万 5,873 円。

4 款療養給付費交付金 1,033 万 6,000 円。

5 款前期高齢者交付金 9,808 万 8,864 円。

6 款県支出金 2,152 万 2,432 円。

7 款共同事業交付金 3,760 万 236 円。

8 款財産収入 589 円。

9 款繰入金 4,675 万 3,788 円。

次のページに行きまして、10 款繰越金 1,351 万 8,513 円。

11 款諸収入 50 万 4,893 円。

歳入合計でございます。予算現額が 3 億 5,832 万 1,000 円、調定額が 3 億 7,821 万 7,762 円、収入済額が 3 億 6,031 万 752 円、不納欠損額が 74 万 4,268 円、収入未済額が 1,716 万 2,742 円、予算現額と収入済額の比較が 198 万 9,752 円でございます。

18 ページでございます。国民健康保険特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額 1,068 万 4,927 円でございます。

2 款保険給付費 2 億 275 万 9,518 円。

3 款後期高齢者支援金等 3,802 万 7,875 円。

4 款前期高齢者納付金等 3 万 4,486 円。

5 款老人保健拠出金 2,145 円。

6 款介護納付金1, 829万2, 353円。

7 款共同事業拠出金2, 788万9, 771円。

8 款保健事業費214万223円。

9 款基金積立金1, 001万円。

次のページの一番上の10款諸支出金、支出済額687万1, 772円でございます。

11款予備費が、なしでございます。

歳出合計、予算現額が 3 億5, 832万1, 000円、支出済額 3 億1, 671万3, 070円、繰り越しはなしでございます。不用額が4, 160万7, 930円、予算現額と支出済額の比較ですが、4, 160万7, 930円でございます。

欄外で、歳入歳出差引残額4, 359万7, 682円でございます。基金繰入金はございません。

平成26年 9 月11日提出、東白川村長。

22ページは省略をさせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計、24ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、 1 款保険料、収入済額3, 496万800円でございます。

2 款使用料及び手数料は、なしでございます。

3 款国庫支出金7, 807万7, 709円でございます。

4 款支払基金交付金7, 852万8, 732円。

5 款県支出金3, 801万7, 712円。

6 款繰入金5, 218万7, 000円。

7 款繰越金1, 560万612円。

8 款諸収入42万9, 700円でございます。

次のページの上で、10款財産収入7, 405円でございます。

歳入合計でございます。予算現額が 2 億9, 207万8, 000円、調定額が 2 億9, 787万9, 370円、収入済額が 2 億9, 780万9, 370円でございます。不納欠損額、収入未済額はゼロでございます。予算現額と収入済額との比較が573万1, 370円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額896万3, 742円。

2 款保険給付費 2 億6, 942万8, 576円。

4 款基金積立金209万円。

5 款地域支援事業費396万3, 768円。

6 款公債費は、なしでございます。

7 款諸支出金178万6, 054円。

8 款予備費、なしでございます。

30ページが一番下へ参りまして、歳出合計額、予算現額が 2 億9, 207万8, 000円、支出済額が 2 億

8,623万2,140円、繰越額はゼロでございます。不用額が584万5,860円、予算現額と支出済額の比較が584万5,860円でございます。

欄外へ行きまして、歳入歳出差引残額1,157万7,230円でございます。

平成26年9月11日提出、東白川村長。以上でございます。

32ページは省略させていただきます。

続きまして、簡易水道特別会計でございます。

34ページをお願いいたします。

平成25年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料、収入済額4,607万1,340円。

2款繰入金1億4,274万3,250円。

3款繰越金517万3,827円。

4款財産収入1,244円。

5款分担金及び負担金135万円。

6款村債3,240万円。

7款国庫支出金2,998万1,000円。

9款諸収入23万9,400円。

歳入合計が、予算現額2億5,518万5,000円、調定額が2億5,810万8,941円、収入済額が2億5,796万61円、不納欠損額が1万5,400円、収入未済額が13万3,480円でございます。予算現額と収入済額との比較が277万5,061円でございます。

36ページ、簡易水道特別会計、歳出でございます。

1款総務費、支出済額1,336万252円。

2款簡易水道事業費9,882万7,580円。

3款施設維持管理費2,825万9,729円。

4款公債費1億1,016万764円。

5款予備費、ゼロでございます。

歳出の合計額でございます。予算現額が2億5,518万5,000円、支出済額が2億5,060万8,325円、繰越額はなしでございます。不用額が457万6,675円、予算現額と支出済額の比較は457万6,675円でございます。

欄外で、歳入歳出差引残額が735万1,736円でございます。基金はゼロでございます。

平成26年9月11日提出、東白川村長。

簡易水道は以上でございます。

続きまして、下水道特別会計でございます。40ページでございます。

平成25年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料、収入済額683万4,300円。

2款繰入金1,420万円。

3 款繰越金166万14円。

4 款財産収入120円。

歳入合計でございます。予算現額が2,200万円、調定額が2,269万4,434円、収入済額が2,269万4,434円でございます。不納欠損、収入未済額はゼロでございます。予算現額と収入済額との比較が69万4,434円でございます。

続きまして、下水道特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額721万4,436円でございます。

2 款施設維持管理費452万7,160円。

3 款公債費926万1,514円。

4 款予備費はゼロでございます。

歳出合計、予算現額2,200万円、支出済額が2,100万3,110円、繰越額はゼロでございます。不用額が99万6,890円、予算現額と支出済額との比較が99万6,890円でございます。

欄外で、歳入歳出差引残額が169万1,324円でございます。

平成26年9月11日提出、東白川村長。

下水道は以上でございます。

続いて、44ページは省略をさせていただきます。

続きまして、国保診療所特別会計でございます。46ページをお願いいたします。

平成25年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款診療収入、収入済額 1 億6,355万2,013円でございます。

2 款使用料及び手数料142万3,215円。

4 款財産収入19万1,016円。

5 款繰入金8,127万7,000円。

6 款繰越金5,890万207円。

7 款諸収入1,186万6,818円。

8 款寄附金95万円。

9 款国庫支出金は581万9,000円でございます。

歳入合計、予算現額が 2 億7,317万5,000円、調定額が 3 億2,428万4,378円、収入済額が 3 億2,397万9,269円でございます。不納欠損額はゼロで、収入未済額が30万5,109円、予算現額と収入済額との比較が5,080万4,269円でございます。

国保診療所特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額2,349万3,277円。

2 款医業費 2 億2,793万7,002円。

3 款基金積立金95万円。

4 款公債費1,138万232円。

5 款予備費、ゼロでございます。

歳出合計額でございます。予算現額が2億7,317万5,000円、支出済額2億6,376万511円、繰越額はなしで、不用額が941万4,489円、予算現額と支出済額との比較が941万4,489円でございます。

欄外で、歳入歳出差引残額が6,021万8,758円でございます。

平成26年9月11日提出、東白川村長。

国保診療所特別会計は以上でございます。

52ページは省略をさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。54ページをお願いいたします。

平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、収入済額1,762万7,800円でございます。

2 款使用料及び手数料は、なしでございます。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金26万4,480円。

4 款繰入金1,662万2,763円。

6 款繰越金202万9,907円。

歳入合計でございます。予算現額が3,453万4,000円、調定額が3,654万4,950円、収入済額が3,654万4,950円で、不納欠損額はゼロで、収入未済額もゼロでございます。予算現額と収入済額との比較が201万950円でございます。

後期高齢者医療特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額59万2,693円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,294万63円。

3 款保健事業費26万4,480円。

4 款諸支出金1万350円。

歳出合計額、予算現額が3,453万4,000円、支出済額が3,381万736円、繰越額はゼロで、不用額が72万3,264円、予算現額と支出済額との比較が72万3,264円でございます。

欄外で、歳入歳出差引残額が273万4,214円となっております。

平成26年9月11日提出、東白川村長。

58ページは省略させていただきます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成25年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成26年9月11日提出、東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。東白川村長 今井俊郎様。

あとは別冊でお願いします。

平成25年度決算審査意見書。

第1. 審査の対象 平成25年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の時期 平成26年8月20日、21日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定例監査の結果を参考とし、決算計数の正確性、収入支出の合法性、予算執行の的確性等の確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取し審査しました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

決算規模。平成25年度の会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額43億4,766万1,633円、歳出決算総額35億1,553万2,730円。

一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳、一般会計の歳入が30億4,836万2,797円、歳出が23億4,340万4,838円、差引残高が7億495万7,959円。特別会計（6会計の合計）ですが、歳入が12億9,929万8,836円、歳出が11億7,212万7,892円、差引残高が1億2,717万944円でございます。合計が、歳入が43億4,766万1,633円、歳出が35億1,553万2,730円、差引残高が8億3,212万8,903円です。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況、平成25年度の各会計歳入総額は43億4,766万1,633円、歳出総額が35億1,553万2,730円、差し引きで8億3,212万8,903円。24年度が、歳入が41億1,435万6,484円、歳出が32億984万742円、差引総額が9億451万5,742円、増減額が、歳入では2億3,330万5,149円、歳出が3億569万1,988円で、△の7,238万6,839円となっております。

次に決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況としては、区分、形式収支、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支、単年度収支の順で朗読します。

一般会計が7億495万7,959円、繰り越すべき財源が9万3,000円、実質収支が7億486万4,959円、単年度収支は△の8,781万2,703円。国保特別会計が4,359万7,682円、実質収支も同額で、単年度収支は3,007万9,169円。介護保険特別会計が1,157万7,230円、実質収支も同額で、単年度収支が△の402万3,382円。簡易水道特別会計が735万1,736円、実質収支も同額で、単年度収支が217万7,909円。下水道特別会計が169万1,324円、実質収支も同額で、単年度収支が3万1,310円。国保診療所特別会計が6,021万8,758円、実質収支も同額で、単年度収支が131万8,551円。後期高齢者医療特別会計が273万4,214円、実質収支も同額で、単年度収支が70万4,307円。合計は、形式収支が8億3,212万

8,903円、翌年度へ繰り越すべき財源が9万3,000円、実質収支が8億3,203万5,903円、単年度収支が△の5,752万4,839円。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額では、次のとおりであります。

形式収支、歳入歳出の差引額8億3,212万8,903円の黒字。実質収支、翌年度へ繰り越すべき財源を控除後の数字ですが、8億3,203万5,903円の黒字。単年度収支、実質収支から前年度の実質収支を引いたものですが、これが5,752万4,839円の赤字。

(3)むすび。以上が当年度の決算状況の概要であります。

平成25年度の一般会計の実質収支額は、前年と比較して8,780万円少ない7億490万円となっておりますが、昨年同様、多額の繰越金が出た理由は、地方交付税、前年度繰越金が予算計上額以上に確保できたことです。歳出の不用額は4,900万円ですが、前年度に比較しますと2,600万円も少なく、経費の節減と適正な予算の見積もりと評価します。

本年度は、新たに社会福祉医療施設等整備基金が積み立てられました。高齢化社会を迎え、介護を要する村民も多くなることが予想されます。また、核家族化も進み、ひとり暮らし、あるいは高齢者世帯も増加しています。施設の整備は多額の費用が必要と思います。特養、老健、グループホームなど、さまざまな施設があると思われますが、しっかりニーズを把握し、高齢者が安心して老議案を過ごせる施設を望みます。

実質公債費比率は、数年前から健全化が図られているところですが、本年度の比率（3カ年平均）は10.9%で、前年と比較しても1.1ポイント減少しています。

一方、村民が負担すべき費用のうち、年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計を合わせて約3,364万円あります。昨年と比較すると約300万円減少しています。介護保険料、下水道使用料、後期高齢者医療保険料は、滞納額ゼロになっています。

各会計ごとの滞納額は次のとおりです。

一般会計、25年度が1,604万4,485円、24年度が1,721万7,921円ですので、117万3,436円減少しています。国民健康保険特別会計1,716万2,742円、24年度が1,878万7,294円で162万4,552円減少しています。介護保険特別会計、25年度は滞納なしで、24年度と比較すると5万1,300円少なくなっております。簡易水道特別会計は13万3,480円で、前年の10万9,600円と比べますと2万3,880円ほどふえています。下水道特別会計は、25年度も滞納はありません。国保診療所特別会計は30万5,109円、前年が59万1,085円ですのでマイナスの28万5,976円となります。後期高齢者医療特別会計は、滞納はありません。合計しますと、25年度は3,364万5,816円、24年度が3,675万7,200円ですので311万1,384円、滞納額が減少しております。

また、当年度中に、村税、国民健康保険税、簡水使用料で約89万円不納欠損処分がされています。その理由は、やむを得ないものと思います。法に照らし合わせ適正な処理は必要と思いますが、完納者との不均衡が生じないように、一層の努力をお願いします。

25年度の決算審査では、昨年同様、次の2点を重点的に審査しました。

アとして、25年度で滞納になっている税等は、26年度で適切に調定され、納入督促されているか。

滞納分の調定決議書などを審査した結果、全ての滞納額が26年度に調定され、既に納付されているものもありました。

イ、村内各種団体等に交付している補助金、委託費については、規則、要綱、委託契約等に基づいて適正に処理されているか。

委託費のうち、林道等維持修繕総合管理委託事業の内容は、各団地ごとに崩土除去、草刈りなどを村の委託費、各団体からの負担金、森林組合の費用で実施され、約670万で決算されています。これは、内容からすると委託費より補助金と思われますので、検討するよう指示しました。

次に行きまして、農地流動化奨励事業で520万円の補助金が交付されています。実施要領では、農業経営改善計画の認定を受けた者が、農業経営規模の拡大を図るために新たに行った利用権設定等と農地管理が困難となった者から農地の保全を依頼された者が新たに行った利用権設定等と2つの目的がありますが、後者には家庭菜園的なものも見られましたので、内容の検討を指示しました。

その他、美しい村遊歩道が神土沓掛場向で延長761メートル、事業費210万円で開設されました。中川原水辺公園から近く、遊歩道の場所としてはよいところと思っていましたが、現在、危険箇所があり、通行禁止になっているようです。早急に整備するよう指示しました。

また、本年度の決算とは直接関係ありませんが、昨年度の定例監査の折、佐広谷遊歩道は、村道側から谷に何らかの渡る方法を考えないと利用できない旨を指摘しましたが、いまだ処理されていませんでしたので、宿題としました。

既に26年度も上半期が終わろうとしています。25年度の検証も加え、新しい村長のもと、26年度の着実な事業推進が図られていると思いますが、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、意見とします。

以下、各会計ごとの細部を数字であらわしておりますが、朗読は省略します。以上です。

○議長（服田順次君）

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日12日は全員協議会開催のため、13日から16日までは議案調査のため、休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、12日は全員協議会開催のため、13日から16日は議案調査のため、休会とすることに決定しました。

明日12日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また17日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いします。

それでは、本日はこれで延会とします。

午後5時15分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員